

みんな同じ空の下

住んでよかった茅野市

障害福祉のしおり



茅 野 市

目 次

1. 相談窓口

1	保健福祉サービスセンター	6
2	茅野市役所	7
3	諏訪圏域障害者総合支援センター「オアシス」	8
4	諏訪児童相談所	9
5	諏訪保健福祉事務所	9
6	身体障害者更生相談所（総合リハビリテーションセンター）	9
7	民生・児童委員	9

2. 手帳の交付

1	身体障害者手帳	10
2	療育手帳	16
3	精神障害者保健福祉手帳	18

3. 年金・手当

1	障害基礎年金	21
2	障害厚生年金	22
3	児童扶養手当	23
4	特別児童扶養手当	24
5	特別障害者手当	25
6	障害児福祉手当	26
7	経過的福祉手当	26
8	介護福祉金（市）	27
9	心身障害者扶養共済	27
10	心身障害福祉金（市単年金）	28
11	交通・災害遺児等激励金	28

4. 医療・健康

1	福祉医療費給付金	29
2	自立支援医療	30
3	特定疾患医療費（指定難病）給付	32

4	小児慢性特定疾病医療費給付	3 2
5	遷延性意識障害者医療費給付	3 2
6	未熟児養育医療	3 3

5. 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

1	障害者総合支援法による総合的な自立支援システム	3 4
2	支給決定の仕組み	3 4
3	計画相談支援	3 5
4	障害福祉サービス一覧	3 7
5	障害児の利用可能なサービス一覧	4 0
6	高額障害福祉サービス等給付費等	4 3

6. 補装具の給付・修理

1	補装具の給付・修理	4 6
---	-----------	-----

7. 地域生活支援事業

1	日常生活用具の給付	4 7
2	手話通訳者・要約筆記者の派遣	4 9
3	移動支援事業の利用	4 9
4	地域活動支援センターの利用	5 0
5	自動車運転免許取得費の助成	5 0
6	身体障害者用自動車改造費の助成	5 1
7	入浴券・マッサージ施術費等の助成	5 1
8	障害者タクシー利用料金助成	5 2
9	日中一時支援事業の利用	5 2
10	住宅整備費の助成	5 3
11	訪問入浴サービスの利用	5 3

8. その他の事業

1	住宅改良アドバイザーの派遣	5 4
2	車椅子用自動車の貸与	5 4
3	声の広報の送付	5 4

4	駐車禁止規制の適用除外申請	5 5
5	信州パーキング・パーミット制度	5 6
6	ヘルプマーク・ヘルプカード	5 7
7	公共交通（路線バス）利用者証	5 7
8	茅野市発達支援センター	5 8

9. 税金について

1	所得税に関する障害者控除	5 9
2	市県民税に関する障害者控除	5 9
3	普通自動車の自動車税（種別割・環境性能割）の減免	6 0
4	軽自動車の自動車税（種別割・環境性能割）の減免	6 2
5	相続税に関する障害者控除	6 3
6	贈与税の非課税	6 3
7	個人事業税の非課税	6 4
8	利子等の非課税（障害者マル優）	6 4

10. その他の制度

1	鉄道運賃の割引	6 5
2	バス運賃の割引	6 6
3	タクシー運賃の割引	6 6
4	航空旅客運賃の割引	6 7
5	AI 乗合オンデマンド交通「のらざあ」	6 7
6	携帯電話基本使用料等の割引	6 8
7	有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引	6 9
8	NHK受信料の免除・減免	7 0
9	点字郵便物等の無料扱い	7 0
10	小包郵便物の減額	7 0
11	青い鳥郵便はがきの無料配布	7 1
12	ふれあい案内（無料番号案内）	7 1
13	N T Tのファックスによるサービス	7 2
14	郵便による不在者投票	7 3
15	市内温泉施設利用料金の減免	7 4
16	運動公園内施設及び体育練成館使用料（利用料）の減免	7 5

1 1. 特別支援学校

1	知的障害養護学校	77
2	肢体不自由養護学校	77
3	盲学校	78
4	ろう学校	78
5	病弱養護学校	79

1 2. 関係施設

1 障害者総合支援法関係施設

1	障害者支援施設	80
2	障害福祉サービス事業所	80
3	相談支援事業所	90

2 児童福祉施設

1	福祉型児童発達支援センター	92
2	医療型障害児入所施設	92
3	児童発達支援事業	92
4	児童養護施設	93
5	放課後等デイサービス	94
6	保育所等訪問支援	95

3 身体障害者社会参加支援施設

1	点字図書館	96
2	聴覚障害者情報提供施設	96

4 その他の施設

1	救護施設	96
2	障害者就業・生活支援センター	97

1 3. 各種相談窓口

1	職業相談室	9 8
2	司法書士の法律相談	9 8
3	法律相談	9 8

1. 相 談 窓 口

1 保健福祉サービスセンター	
内 容	障害福祉をはじめ、高齢者、母子・児童福祉の総合相談窓口として必要な指導や援助を行っています。お気軽にご相談ください。
○東部保健福祉サービスセンター（豊平・玉川・泉野） 〒391-0011 茅野市玉川4300番地 TEL 82-0026 FAX 82-0027	
○西部保健福祉サービスセンター（宮川・金沢） 〒391-0013 茅野市宮川3975番地 TEL 82-0073 FAX 82-0074	
○中部保健福祉サービスセンター（ちの・米沢・中大塩） 〒391-0002 茅野市塚原2丁目5番45号 TEL 82-0107 FAX 82-0108	
○北部保健福祉サービスセンター（湖東・北山） 〒391-0301 茅野市北山4808番地1 TEL 77-3000 FAX 77-3001	
保健福祉サービスセンターの相談内容 ○総合相談(身体・知的・精神障害児者、高齢者、子育て、介護保険、医療) ○地域における保健指導、健康づくり、衛生教育に関すること	

2 茅野市役所

〒391-8501 茅野市塚原2丁目6番1号 TEL72-2101

地域福祉課	○福祉21推進係	内線 302 303 304	保健、医療、福祉の企画・調整 民生児童委員、恩給、旧軍人・軍属援護、災害援護、人権対策、市営温泉施設管理、生活保護経理・統計、保護司会、更生保護女性会、日赤・福祉バス
	○障害福祉係	内線 315 316	障害福祉の相談窓口
	○生活福祉係	内線 317 318	生活保護の相談、生活困窮者自立相談支援（茅野市生活就労支援センター「まいさぼ」）
高齢者・保険課	○国保年金係	内線 322 323 324 325	国民健康保険、国民年金の各種申請窓口
	○医療係	内線 326 327 328	福祉医療費給付金、後期高齢者医療保険（75歳以上。または、65歳から74歳までの方で、一定程度の障害があり、加入を希望される方。）の各種申請窓口、後期高齢者医療保険料の収納
	○高齢者福祉係	内線 334 335	高齢者福祉の相談窓口
	○介護保険係	内線 336 337	介護保険の相談窓口
健康づくり推進課 （健康管理センター）	○健康総務係	内線 330 331	予防接種、母子保健
	○健康推進係	直通 82- 0105	健康づくりに関する相談窓口、各種検診（健診）

幼児教育課	○幼児教育係		内線 6 2 2 6 2 3	保育園の管理運営、保育園における子育て支援
	○こども・家庭支援係		内線 6 1 1 6 1 4	児童扶養手当、特別児童扶養手当
こども課	茅野市 こども・家 庭総合支援 拠点	○こども・ 家庭相談係	内線 6 1 5 6 1 6 6 1 7 6 1 9	子育て・家庭・教育・発達に関する総合相談
		○発達支援 センター	内線 6 1 8	
	「育ち あい ちの」			
学校教育課	○学務係		内線 6 0 5 6 0 6 6 0 4	就学相談、教育相談、教育支援委員会

3 諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」

内 容	障害者に対する各種講座やイベント・自立生活支援等、社会参加促進を図る事業や、相談支援事業を行っています。
窓 口	〒392-0024 諏訪市小和田19-3 諏訪市総合福祉センター「湯小路いきいき元気館」内 TEL 54-7713 FAX 54-7723

4 諏訪児童相談所（知的障害者更生相談所） （障害児・知的障害者）	
内 容	18歳未満の児童及び知的障害者のあらゆる問題について、相談に応じています。療育手帳及び施設入所の判定・指導を行っています。気軽に相談していただけるようテレホン相談も行っています。
相談の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の心身発達と障害についての相談・判定・指導 ・児童のしつけ、性格、行動、非行などについての相談・指導 ・障害児者の施設への入所相談 ・緊急に保護を要する場合などの一時保護相談 ・障害児の手当支給のための判定
窓 口	〒392-0131 諏訪市大字湖南3248-3 TEL 52-0056

5 諏訪保健福祉事務所（健康づくり支援課）	
内 容	健康増進、母子・歯科保健、生活習慣病予防、難病、精神保健福祉等の相談・指導を行うなど、保健・医療に関する総合窓口です。
窓 口	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 TEL 57-2926（予防衛生係） 57-2927（保健衛生係）

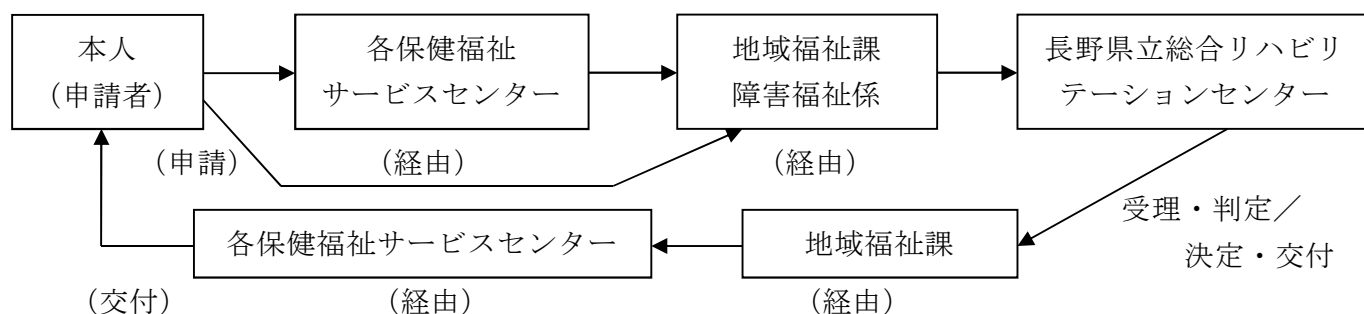
6 身体障害者更生相談所（総合リハビリテーションセンター）	
内 容	18歳以上の身体障害者の施設入所、更生医療給付などについて医学的、心理的及び職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定、身体障害者手帳の交付を行っています。
窓 口	〒381-8577 長野市大字下駒沢618-1 TEL (026) 296-3953 総合リハビリテーションセンター内 更生相談室

7 民生・児童委員	
内 容	民生・児童委員は、生活に困っている方、児童、障害者、高齢者など援助を要する方々の相談、指導、調査などを行います。
窓 口	各行政区に民生・児童委員さんがいますので、お気軽にご相談ください。

2. 手帳の交付

障害の程度が法律の要件に合致する場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付が受けられます。手帳の交付によって、各保健福祉施策の対象となることができます。

1 身体障害者手帳																																											
内 容	この手帳は、身体に障害のある方が身体障害者福祉法の定める障害程度に該当すると認められた場合に交付されるもので、障害の程度によって1級から6級まで区分されます。また、交通運賃割引等の区分のため1種または2種に分けられます。																																										
交付対象	<p><障害の部類・等級></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部類 \ 等級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>聴覚・平衡機能</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>音声・言語・そしゃく</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>内部(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の機能障害)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※障害程度の変更、手帳の紛失・破損、住所の変更が生じた場合、又は手帳を必要としなくなった場合手続が必要ですのでご相談ください。</p>	部類 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	視覚	○	○	○	○	○	○	聴覚・平衡機能		○	○	○	○	○	音声・言語・そしゃく			○	○			肢体不自由	○	○	○	○	○	○	内部(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の機能障害)	○	○	○	○		
部類 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																					
視覚	○	○	○	○	○	○																																					
聴覚・平衡機能		○	○	○	○	○																																					
音声・言語・そしゃく			○	○																																							
肢体不自由	○	○	○	○	○	○																																					
内部(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の機能障害)	○	○	○	○																																							
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定医師による診断書（各障害部類ごとに診断書があります） ・申請書 ・写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽 2枚） ・個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 <p>※診断書と申請書は下記窓口にあります。</p>																																										
窓 口	<p>○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）</p> <p>○地域福祉課 障害福祉係</p>																																										



身体障害者障害程度等級表
(視覚障害)

■は、第1種身体障害者の範囲

□は、第2種

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視力の良い方の 眼の視力が 0.01 以下のもの	1 視力の良い方 の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの	1 視力の良い方 の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの	1 視力の良い方 の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以 下のもの	1 視力の良い方 の眼の視力が 0.2 かつ他方の 眼の視力が 0.02 以下のもの	視力の良い方の 眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下か つ他方の眼の視 力が 0.02 以下の もの
	2 視力の良い方 の眼の視力が 0.04 かつ他方の 眼の視力が手動 弁以下のもの	2 視力の良い方 の眼の視力が 0.08 かつ他方の 眼の視力が手動 弁以下のもの			
	3 両眼の視野が それぞれ 10 度以 内でかつ両眼に よる視野につい て視能率による 損失率が 95% 以 上のもの	3 両眼の視野が それぞれ 10 度以 内でかつ両眼に よる視野につい て視能率による 損失率が 90% 以 上のもの	2 両眼の視野が それぞれ 10 度以 内のもの	2 両眼による視 野の 1 / 2 以上 が欠けているも の	

(聴覚障害・平衡機能障害)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
聴覚 障害		両耳の聴力レベ ルがそれぞれ 100dB 以上のもの	両耳の聴力レベ ルがそれぞれ 90dB 以上のも の	1 両耳の聴力レ ベルが 80dB 以上 のもの		1 両耳の聴力レベル が 70dB 以上のもの
				2 両耳による普 通話声の最良の 語音明瞭度が 50 % 以下のもの		2 一側耳の聴力レベ ルが 90dB 以上、他側 耳の聴力レベルが 50dB 以上のもの
平衡 機能 障害			平衡機能の極め て著しい障害		平衡機能 の著しい 障害	

(音声機能・言語機能・そしゃく機能障害)

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		音声機能、言語 機能又はそしゃ く機能の喪失	音声機能、言語 機能又はそしゃ く機能の著しい 障害		

(肢体不自由)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢の機能の著しい障害						
	2 両上肢を手関節以上で欠くもの	2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	1 両上肢のおや指を欠くもの				
			2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害			
	3 一上肢を上腕の1/2以上で欠くもの	4 一上肢の機能を全廃したもの	3 一上肢の機能の著しい障害	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害	1 一上肢の機能の軽度の障害	
	4 一上肢の機能を全廃したもの						2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	
			4 一上肢のすべての指を欠くもの	4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	3 一上肢のおや指を欠くもの	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害	3 一上肢の手指の機能の軽度の障害	
			5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの			5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害
							6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
			7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの	8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害				3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの

注) 7級に該当する障害については、二つ以上重複する場合に、手帳交付の対象となります。

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級		
下肢	1 両下肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能の著しい障害					1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害		
	2 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	2 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	2 一下肢の機能の軽度の障害		
				2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの			3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害		
			2 一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	3 一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの			2 一下肢の足関節又は膝関節の機能の著しい障害	4 一下肢のすべての指を欠くもの	
			3 一下肢の機能を全廃したものの	4 一下肢の機能の著しい障害			2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの	5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの	5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの
				5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの				2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの1/20以上短いもの
				6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの1/10以上短いもの					
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹の機能の著しい障害			
			2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの						

注) 7級に該当する障害については、二つ以上重複する場合に、手帳交付の対象となります。

(肢体不自由)

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
上肢機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
移動機能障害	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

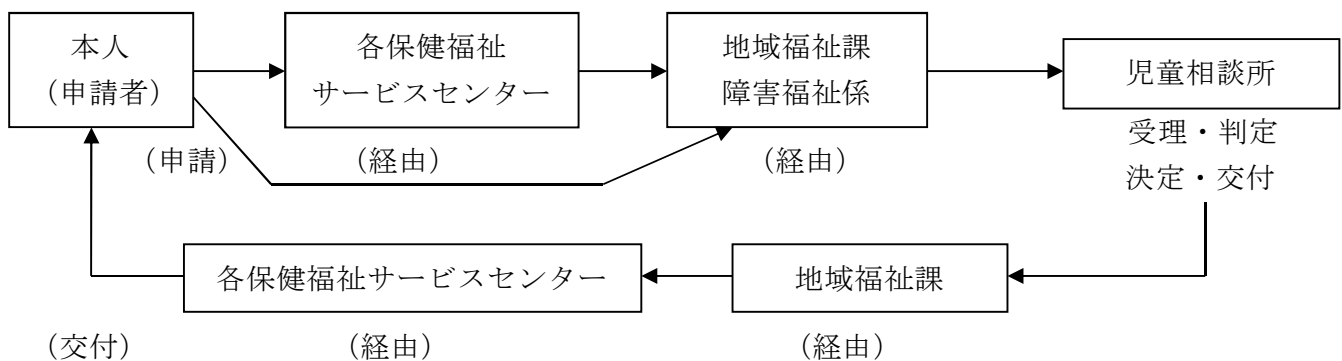
注) 7級に該当する障害については、二つ以上重複する場合に、手帳交付の対象となります。

(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓の機能の障害)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限をされるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

2 療育手帳

内 容	<p>この手帳は、知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種福祉施策を受け易くするものです。</p> <p>障害の程度によってA1、A2、B1、B2の4つに区分されます。</p>																
交付対象	<p><判定基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害程度</th> <th>I Q</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重 度</td> <td>A 1</td> <td>35以下</td> <td rowspan="4">※ただし、I Qについては、基本的なもので、身体処理能力等により総合的に判断されます。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中 度</td> <td>A 2</td> <td>36~50(3級以上の身体障害を合併している者)</td> </tr> <tr> <td>B 1</td> <td>36~50</td> </tr> <tr> <td>軽 度</td> <td>B 2</td> <td>51~75</td> </tr> </tbody> </table> <p>※療育手帳には有効期限があります。更新する方は再度判定を受けて頂きます。再認定の方は、諏訪児童相談所（52-0056）へ直接ご連絡下さい。</p> <p>※手帳の紛失・破損、住所の変更が生じた場合、又は手帳を必要としなくなった場合手続が必要ですのでご相談ください。</p>	障害程度		I Q	備 考	重 度	A 1	35以下	※ただし、I Qについては、基本的なもので、身体処理能力等により総合的に判断されます。	中 度	A 2	36~50(3級以上の身体障害を合併している者)	B 1	36~50	軽 度	B 2	51~75
障害程度		I Q	備 考														
重 度	A 1	35以下	※ただし、I Qについては、基本的なもので、身体処理能力等により総合的に判断されます。														
中 度	A 2	36~50(3級以上の身体障害を合併している者)															
	B 1	36~50															
軽 度	B 2	51~75															
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽 2枚） <p>※申請書は下記窓口又は県のHPからダウンロードできます。また18歳以上の人は、知的障害者調査書（保健福祉サービスセンター及び地域福祉課で作成）が必要です。作成にあたり、個別に面談・聞き取りをさせていただきます。</p>																
窓 口	<p>○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）</p> <p>○地域福祉課 障害福祉係</p>																



知的障害者の障害の程度

1 知的障害者 障害の程度による療育手帳の区分表

区 分		身 体 障 害				備 考
		重 度 (1, 2 級)	中 度 (3, 4 級)	軽 度 (5, 6 級)	な し	
知的障害	重 度 (IQ35 以下)	A1				「身体障害」欄の()内の数字は、身体障害者福祉法に基づく障害等級である。
	中 度 (IQ36～50)	A2	B1			
	軽 度 (IQ51～75)	B2				

A1・・・重度知的障害(IQ35以下)

A2・・・中度の知的障害(IQ36～50)であつて、3級以上の身体障害を合併している者

B1・・・中度の知的障害(IQ36～50)

B2・・・軽度の知的障害(IQ51～75)

2 発達障害の程度の指標(厚生労働省の知的障害者実態調査(1975)における知的障害の程度に関する判定資料)

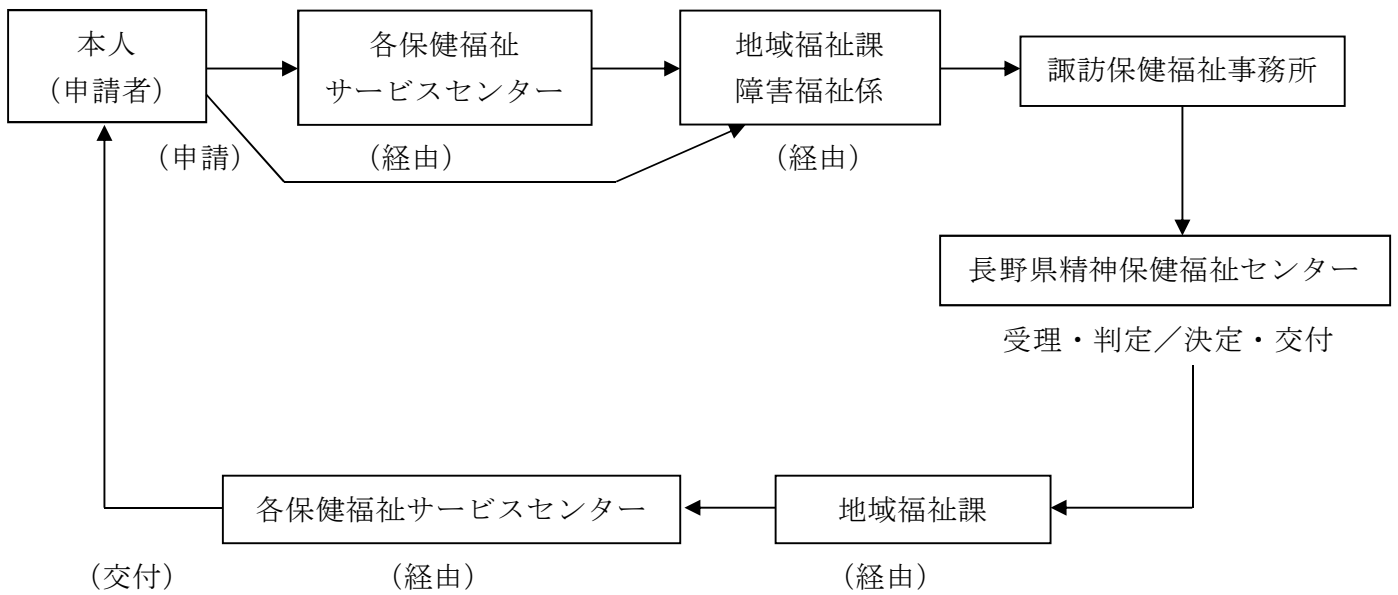
段階 年齢	軽 度	中 度	重 度	最 重 度
5 歳以下	<ul style="list-style-type: none"> ・日常会話はどうにかできる ・数の理解はすこし遅れている ・運動機能の目立った遅れは見られない ・身のまわりの始末は代替できるが不完全 	<ul style="list-style-type: none"> ・言語による意思表示はいくらかできる ・数の理解に乏しい ・運動機能の遅れが目立つ ・身のまわりの始末は部分的に可能 ・集団遊びは困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばがごく少なく意思の表示は身振りなどで示す・ある程度の感情表現はできる(笑ったり、怒ったり等) ・運動機能の発達の遅れが著しい ・身のまわりの始末はほとんど出来ない ・集団遊びは出来ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・言語不能 ・最小限の感情表示(快、不快等) ・歩行が不能又はそれに近い ・食事、衣服の着脱などはまったくできない
6 歳～11 歳	<ul style="list-style-type: none"> ・普通の学級における学習活動についていくことは難しい ・身辺処理は大体できる・比較的遠距離でも一人で通学できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常会話はある程度可能 ・数の理解が身につき始める ・身辺処理は大体できるが不完全 ・ゲーム遊びなどの集団行動はある程度可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・言語による意思表示はある程度可能 ・読み書きの学習は困難である ・数の理解に乏しい ・身近なものの認知や区別はできる ・身辺処理は部分的に可能 ・身近な人と遊ぶことはできるが長続きしない ・ごく簡単なお手伝いまでできる 	<ul style="list-style-type: none"> ・言語は数語のみ ・数はほとんど理解できない ・食事、衣服の着脱など一人ではほとんどできない ・一人遊びが多い
12 歳～17 歳	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 3～4 年生程度の学力にとどまる ・抽象的思考や合理的判断に欠ける ・身辺処理は普通児並にできる ・基本的な作業訓練は可能である 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 2～3 年生程度の学力にとどまる ・身辺処理は大体できる・簡単なゲームのきまりを理解する ・単純な作業に参加できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常会話はある程度できる ・ひらがなはどうか読み書きできる ・数量処理は困難・身辺処理は大体できる ・単純作業にある程度従事できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・会話は困難 ・文字の読み書きはできない ・数の理解はほとんどできない ・身辺処理はほとんど不可能 ・作業能力はほとんどない
18 歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 5～6 年生程度の学力にとどまる ・抽象的思考や合理的判断に乏しい ・事態の変化に適応する能力は弱い ・職業生活はほぼ可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な読み書きや金銭の計画ならばできる ・適切な指導のもとでは対人関係や集団参加がある程度可能 ・単純作業に従事できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常会話はある程度できる ・ひらがなはどうか読み書きできる ・数量処理は困難・身辺処理は大体できる ・単純作業にある程度従事できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・会話は困難 ・文字の読み書きはできない ・数の理解はほとんどできない ・身辺処理はほとんど不可能 ・作業能力はほとんどない
標準化されたテストによる指数 (IQ, SQ, DQ)	75	50	35	20

(注) 1 「5 歳以下」の欄は、おおむね 4～5 歳児の発達障害を示したものであり、それ以下の年齢についてはこれと年齢相応の発達の程度を参考にして判定すること。

2 「標準化されたテストによる指数」欄の数と斜線は「おおむね」の意味をもつ。

3 精神障害者保健福祉手帳

内 容	<p>この手帳は、一定の精神障害を持つ方が様々な福祉的支援を受けやすくなることを目的としたものです。</p> <p>障害の程度によって1級、2級、3級に区分されます。</p>
交付対象	<p>精神疾患を有する者（知的障害者を除く）のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者。</p> <p>※精神疾患には、統合失調症・そううつ病・てんかん・中毒精神病・発達障害等があります。</p> <p>※精神障害者保健福祉手帳の有効期限は交付日から2年間です。有効期限を延長するには更新の手続きが必要となります。</p>
手 続	<p>○手続きにお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・精神障害を支給事由とする年金証書の写し等、又は医師の診断書 ・同意書 <p>※写真1枚（縦4cm×横3cm、正面脱帽 上半身を写したもので、1年以内に撮影したもの）</p> <p>写真の提出が必要な方は以下の方です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①新規に申請される方 ②お手持ちの手帳の更新の欄に新しい有効期限が記入できない方 ③等級変更のある方 <p>（診断書と申請書類は下記窓口にあります。）</p>
窓 口	<ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部） ○地域福祉課 障害福祉係



精神障害者保健福祉手帳障害等級表

障害 等級	障 害 の 状 態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
1 級 精神障害 であっ て、日常 生活の用 を弁ずる ことを不 能ならし める程度 のもの	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 そううつ病（気分（感情）障害）によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの。 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの。 6 器質精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの。 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度なもの 8 その他の精神神経疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの。	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が無く、文化的社会活動に参加できない。 （上記1～8のうちいくつか該当するもの）

<p>2級</p> <p>精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p>	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。</p> <p>2 そううつ病（気分（感情）障害）によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>6 器質精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>8 その他の精神神経疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの。</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。</p> <p>3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物は援助なしにはできない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。</p> <p>6 身の安全を保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。</p> <p>7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会活動への参加は援助なしにはできない。</p> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>
<p>3級</p> <p>精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの</p>	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。</p> <p>2 そううつ病（気分（感情）障害）によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの。</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>6 器質精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの。</p> <p>8 その他の精神神経疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの。</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことはできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるが、なお援助を必要とする。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買物は概ねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>4 規則的な通院・服薬は概ねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは、なお十分とはいええず不安定である。</p> <p>6 身の安全の保持や危機的状況での適切な対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。</p> <p>7 社会的手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心があつて、文化的社会活動にも参加するが、なお十分とはいええず援助を必要とする。</p> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

3. 年金・手当

1 障害基礎年金 (身体障害者・知的障害者・精神障害者)					
支給要件	<p>障害の原因となった傷病の初診日（初めて医者にかかった日）において次の要件をすべて満たす人に支給されます。</p> <p>(1) 障害の原因となった病気やけがについて、初診日において、国民年金の被保険者であるとき、又は国民年金の被保険者であった方が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき。</p> <p>(2) 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間も含む）が3分の2以上あること。なお、令和8年3月31日までに初診日がある傷病については、前記の保険料納付要件を満たさなくても、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています（初診日において65歳以上の人は除く）。</p> <p>(3) 障害認定日（原則として初診日から1年6カ月を経過した日）に<u>国民年金法施行令で定める程度以上の障害の状態にあること</u>。 ただし、初診日が20歳前にある障害については、前記（1）（2）の支給要件に該当しなくても20歳に達した時に（障害認定日が20歳以降の場合は、その障害認定日）一定以上の障害の状態であれば支給されます（本人の所得制限があります）。</p>				
年金額	<p>○障害の程度により、1級と2級がありますが、公的年金の年金額は、物価変動などに応じて改定されます。</p> <p>※加算等ありますので詳しくは窓口までお尋ねください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">972,250円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">777,800円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(令和4年度年金額)</p>	1 級	972,250円	2 級	777,800円
1 級	972,250円				
2 級	777,800円				
手続き	<p>○手続きにお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="display: inline-block; width: 45%;">・診断書 <li style="display: inline-block; width: 45%;">・年金請求書 <li style="display: inline-block; width: 45%;">・病歴・就労状況申立書 <li style="display: inline-block; width: 45%;">・年金手帳 <li style="display: inline-block; width: 45%;">・障害者本人の預金通帳 <li style="display: inline-block; width: 45%;">・マイナンバーがわかる書類 <li style="display: inline-block; width: 45%;">・お持ちの手帳（身体障害者手帳等） <p>※他にも書類が必要な場合がありますので、事前に下記窓口までお問い合わせください。</p>				
窓口	○高齢者・保険課 国保年金係 TEL 72-2101 内線 324				

2 障害厚生年金

(身体障害者・知的障害者・精神障害者)

支給要件

- 次の要件をすべて満たす人に支給されます。
- (1) 厚生年金加入中に初診日があること。
 - (2) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに厚生年金、国民年金又は共済組合の被保険者期間があり、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間（保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間も含む）が3分の2以上あること。ただし、初診日が令和8年3月31日までにある場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に未納が無いこと（初診日において65歳以上の人は除く）。
 - (3) 障害認定日（原則として初診日から起算して1年6カ月を経過した日）に一定程度の障害の状態であること。

年金額

(令和4年度の年金額)

1級	(報酬比例の年金額) × 1.25 + 配偶者加給年金額 (223,800円)
2級	(報酬比例の年金額) + 配偶者加給年金額 (223,800円)
3級	(報酬比例の年金額) ※最低保障額 583,400円

報酬比例の年金額

A 平成15年3月以前の加入期間の金額

平均標準報酬月額※1 × (7.125/1000) × 平成15年3月までの加入期間月数※3

B 平成15年4月以後の加入期間の金額

平均標準報酬月額※2 × (5.481/1000) × 平成15年4月以降の加入期間月数※3

※1 平均標準報酬月額・・・平成15年3月以前の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。

※2 平均標準報酬月額・・・平成15年4月以降の標準報酬月額と、標準賞与額の総額を平成15年4月以降の加入期間で割った額です。

※3 加入期間の目安・・・加入期間の合計が300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。また障害認定日がある月後の加入期間は、年金額計算の基礎となりません。

手続き

○手続きにお持ちいただくもの

- ・診断書 ・年金請求書 ・病歴 ・就労状況申立書
- ・年金手帳 ・障害者本人の預金通帳 ・マイナンバーがわかる書類
- ・お持ちの手帳（身体障害者手帳等）

※他にも書類が必要な場合があります。必ず事前にお問い合わせください。

窓口

岡谷年金事務所

〒394-8665

岡谷市中央町1-8-7

TEL 23-3661

3 児童扶養手当

内 容	<p>ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的とし、次のいずれかの方に支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない18歳までの児童（心身に重度又は中度の障害のある児童は20歳未満）を監護している父母又は養育者。 ・父又は母が重度の障害者で、18歳までの児童（障害児の場合は20歳未満）を監護している父母又は養育者。 														
手 当 額	<p>○手当額</p> <table border="1" data-bbox="384 748 1430 1160"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">令和5年 4月～</th> <th colspan="2">児童加算額（一人につき）</th> </tr> <tr> <th>第2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部支給の場合</td> <td>44,140円</td> <td>10,420円</td> <td>6,250円</td> </tr> <tr> <td>一部支給の場合</td> <td>44,130円～ 10,410円</td> <td>10,410円 ～5,210円</td> <td>6,240円～ 3,130円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年 4月～	児童加算額（一人につき）		第2子	第3子以降	全部支給の場合	44,140円	10,420円	6,250円	一部支給の場合	44,130円～ 10,410円	10,410円 ～5,210円	6,240円～ 3,130円
区分	令和5年 4月～			児童加算額（一人につき）											
		第2子	第3子以降												
全部支給の場合	44,140円	10,420円	6,250円												
一部支給の場合	44,130円～ 10,410円	10,410円 ～5,210円	6,240円～ 3,130円												
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金を受給している場合は支給制限があります。日本国内に住所がないときは支給されません。 ・所得が一定額を超える場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)の手当の一部又は全部が支給されません。 														
支 給 月	1月、3月、5月、7月、9月、11月（各月11日の年6回）														
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求者と対象児童の戸籍謄本 ・年金手帳 ・請求者名義の普通預金通帳 ・個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 <p>※他にも必要書類がありますので、必ず事前にお問い合わせください。</p>														
窓 口	<p>○こども課 こども・家庭支援係 TEL 72-2101 内線 611</p>														

4 特別児童扶養手当

(身体障害児・知的障害児・精神障害児)

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳未満の重度又は中度の障害児（身体障害・知的障害・精神障害）を監護している父若しくは母又は養育者に支給されます。 ・ 所得が一定額を超える場合は支給されません。 ・ 児童が児童福祉施設などに入所した場合は受給資格を失います。 						
手 当 額	<p>○手当額</p> <table border="1" data-bbox="448 566 1358 842"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 566 853 696">区分</th> <th data-bbox="860 566 1358 696">令和5年4月～ 障害児1人につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 705 853 768">1級（月額）</td> <td data-bbox="860 705 1358 768">53,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 777 853 842">2級（月額）</td> <td data-bbox="860 777 1358 842">35,760円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※身体障害者手帳等の等級とは一緒ではありません。</p>	区分	令和5年4月～ 障害児1人につき	1級（月額）	53,700円	2級（月額）	35,760円
区分	令和5年4月～ 障害児1人につき						
1級（月額）	53,700円						
2級（月額）	35,760円						
支 給 月	<p>4月、8月、12月（各月11日の年3回）（ただし、12月期は11月11日） ※申請月の翌月から支給</p>						
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求者と対象児童の戸籍謄本 ・ 所定の診断書（療育手帳がA判定の場合又は身体障害者手帳1～3級の場合、その写しにより診断書を省略できる場合があります） ・ 請求者名義の普通預金通帳 ・ 印鑑 ・ 個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 <p>※他にも必要書類がありますので、必ず事前にお問い合わせください。</p>						
窓 口	<p>○こども課 こども・家庭支援係 TEL 72-2101 内線 611</p>						

5 特別障害者手当

(身体障害者・知的障害者・精神障害者)

<p>内 容</p>	<p>20歳以上であって、身体、知的又は精神の重度の障害により日常生活に常時特別の介護を要する状態にある方（国民年金法1級程度の障害が重複する方及びそれと同程度以上と認められる方）に支給されます。</p> <p>ただし、施設に入所中の方や、継続して3ヶ月以上病院等に入院している方は除きます。また、所得が一定額を超える場合は支給されません。</p>				
<p>手 当 額</p>	<p>○手当額</p> <table border="1" data-bbox="429 703 1353 857"> <tr> <td data-bbox="429 703 826 779"> <p>区分</p> </td> <td data-bbox="826 703 1353 779"> <p>令和5年4月分から</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="429 779 826 857"> <p>月額</p> </td> <td data-bbox="826 779 1353 857"> <p>27,980円</p> </td> </tr> </table> <p>※手当額は、物価変動などに応じて改定されます。</p>	<p>区分</p>	<p>令和5年4月分から</p>	<p>月額</p>	<p>27,980円</p>
<p>区分</p>	<p>令和5年4月分から</p>				
<p>月額</p>	<p>27,980円</p>				
<p>支 給 月</p>	<p>2月、5月、8月、11月（基本的に各月10日の年4回）</p>				
<p>手 続</p>	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・特別障害者手当認定診断書（各障害部類ごとに診断書があります） ・公的年金証書 ・障害者本人の預金通帳 ・個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 				
<p>窓 口</p>	<p>○地域福祉課 障害福祉係</p> <p>※制度の詳細は、地域福祉課 障害福祉係にてご案内します。</p> <p>書類受付のみ、各保健福祉サービスセンターでも行います。</p>				

6 障害児福祉手当 (身体障害児・知的障害児・精神障害児)					
内 容	<p>20歳未満で、身体障害者手帳1級又は2級の一部の障害のある方、並びに常時介護を要する知的障害児（IQ20以下）及びそれと同程度以上と認められる方に支給されます。</p> <p>ただし、施設等に入所中の方や、障害年金等一定の年金を受給されている場合、又は所得が一定額を超える場合には支給されません。</p>				
手 当 額	<p>○手当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年4月分から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>15,220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※手当額は、物価変動などに応じて改定されます。</p>	区分	令和5年4月分から	月額	15,220円
区分	令和5年4月分から				
月額	15,220円				
支 給 月	2月、5月、8月、11月（基本的に各月10日の年4回）				
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当認定通知書 ・障害児福祉手当認定診断書 ・障害児本人の預金通帳 ・個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 				
窓 口	<p>○地域福祉課 障害福祉係</p> <p>※制度の詳細は、地域福祉課 障害福祉係にてご案内します。 書類の受付のみ、各保健福祉サービスセンターでも行います。</p>				

7 経過的福祉手当 (身体障害者・知的障害者・精神障害者)					
内 容	<p>昭和61年3月31日において、20歳以上の従来の福祉手当受給者で、昭和61年4月1日において特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない方には、引き続き支給要件に該当する間に限って従来通り福祉手当が支給されます。</p> <p>※現在は新規認定をおこなっておりません。</p>				
手 当 額	<p>○手当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年4月分から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>14,850円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※手当額は、物価変動などに応じて改定されます。</p>	区分	令和4年4月分から	月額	14,850円
区分	令和4年4月分から				
月額	14,850円				
支 給 月	2月、5月、8月、11月（基本的に各月10日の年4回）				
窓 口	○地域福祉課 障害福祉係				

8 介護福祉金（市） （身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児を介護する者）	
内 容	3歳以上で、常時複雑な介護を必要とする在宅の重度心身障害児者を6ヶ月以上介護している方に支給されます。
支 給 額	年 額 50,000円
支 給 月	12月（基準日11月1日）
窓 口	○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部） ○地域福祉課 障害福祉係

9 心身障害者扶養共済 （身体障害者・知的障害者・精神障害者）	
内 容	心身障害者(児)を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡、若しくは著しい障害を有する状態となった時、その方が扶養していた心身障害者(児)に年金を支給し、生活の安定を保証しようとするものです。1人の心身障害者につき2口まで加入できます。
加入対象者	心身障害者(児)（身体障害者1～3級、知的障害者、精神障害者等）を扶養している保護者（父母、配偶者など）で次のすべての要件を満たしているもの。 （1）県内に住所があること。 （2）年齢（毎年4月1日における）が65歳未満であること。 （3）特別な疾病又は障害のない健康状態であること。
掛 金	加入時の年齢により段階があります。 （1口 月額9,300円～23,300円） 掛金が減額や免除になる場合があります。
年金等の給付	（1）加入者が死亡、若しくは著しい障害を有する状態となった時、加入者が扶養していた心身障害者(児)に月額1口20,000円の年金を支給します。 （2）加入期間が1年以上で、障害者が加入者より先に死亡したとき、加入者に対して、加入期間に応じて1口20,000円～250,000円の弔慰金（一時金）を支給します。 （3）5年以上加入した後、この制度を脱退したときは、加入期間に応じて1口30,000円～250,000円の脱退一時金を支給します。
手 続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳等 ・障害者本人と申請者の住民票の写し
窓 口	○地域福祉課 障害福祉係

10 心身障害福祉金（市単年金）（身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児）

内 容	次の対象者に該当する方に支給されます。		
	対 象 者	障 害 程 度	
	重度障害児	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級	
	準重度障害児	身体障害者手帳3級、療育手帳B1、特別児童扶養手当2級	
	重度障害者（20歳以上）	特別障害者手当該当者と同等の障害のある方	
	ただし、福祉施設入所者児、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置）該当者は支給されません。		
支 給 額	重度障害児	年 額	48,000円（月額4,000円）
	準重度障害児	年 額	24,000円（月額2,000円）
	重度障害者	年 額	24,000円（月額2,000円）
支 給 月	3月、7月、11月（基本的に各月25日の年3回）		
手 続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳、療育手帳又は特別児童扶養手当認定通知書、診断書等 ・預金通帳		
窓 口	○地域福祉課 障害福祉係 ※制度の詳細は、地域福祉課 障害福祉係にてご案内します。 書類の受付のみ、各保健福祉サービスセンターでも行います。		

11 交通・災害遺児見舞金及び就職激励金

内 容	<見舞金> 満18歳に達した日以後の最初の3月31日までに交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡若しくは国民年金法による障害程度1級に相当する障害者となった場合、当該遺児等に支給されます。		
	<激励金> 中学校、高等学校（盲学校、ろう学校、養護学校の高等部を含む）及び専修学校高等課程のいずれかの学校を卒業、または中途退学して、就職した遺児等に支給されます。		
支 給 額	見舞金・・・遺児等1人につき、50,000円 激励金・・・遺児等1人につき、70,000円		
窓 口	茅野市社会福祉協議会 TEL 73-4431		

4. 医療・健康

1 福祉医療費給付金	
内 容	<p>次の対象者が、自己負担された医療費に対して給付金を支給します。</p> <p>給付金は、病院や薬局等で支払われた医療費（保険診療分）の自己負担額から、1医療機関につき月額500円の負担金を差し引いた額となります。定期健診、予防接種、特別初診料、入院時個室料、文書料等の保険適用診療費以外のものは対象となりません。</p> <p>※中学校3年生までのお子さん（心身障害者、母子・父子家庭の福祉医療費受給者証をお持ちのお子さんも含む）については、医療機関（病院・薬局）の窓口で受給者証を提示いただくと、自己負担額が1医療機関（入院・外来別、医科・歯科別）につき月額500円の上限で済みます。</p>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 75歳以上の高齢者（世帯員全員が住民税所得割非課税の者に限ります） ・ 15歳未満のこども（満15歳の誕生日以降の3月31日まで） ・ 身体障害者手帳1級～3級に該当している者（65歳以上の方は、肢体不自由者のみ4級でも該当になる場合があります） ・ 療育手帳A1～B1に該当している者 ・ 特別児童扶養手当1、2級に該当している児童 ・ 障害年金1級に該当している者 ・ 65歳以上で障害年金2級に該当する者 ・ 65歳以上で精神障害者保健福祉手帳1級、2級に該当する者 ・ 精神障害者保健福祉手帳1、2級に該当している者 （通院であれば、精神科以外の診療も対象。入院は全て対象外。） ・ 母子家庭の母子、父子家庭の父子
給 付 月	診療月の2ヶ月後（後期高齢者医療被保険者は3ヶ月後）
手 続 き	<p>○手続きにお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証 ・ 印鑑 ・ 預金通帳 ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、公的年金証書
窓 口	○高齢者・保険課 医療係 TEL 72-2101 内線 326

2 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

内 容	心身の障害の状態を軽減するための医療について、医療費の自己負担額を公費負担します。ただし、所得に応じて費用の負担があります。
対 象 者	<p>更生医療・・・身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害をなおす又は軽減する手術等の治療により確実に効果を期待できる18歳以上の者。</p> <p>育成医療・・・身体に障害を有する児童で、その障害をなおす又は軽減する手術等の治療により確実に効果を期待できる18歳未満の者。</p> <p>精神通院医療・・・統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に必要とする者。</p>
対象となる医療の例	<p>○更生医療</p> <p>(1) 視覚障害 …………… 角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離手術 等</p> <p>(2) 聴覚障害 …………… 鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳、外耳、外耳道形成術 等</p> <p>(3) 音声言語 …………… 形成術、人工喉頭、唇顎口蓋裂の歯科矯正 等</p> <p>(4) 肢体不自由 ……… 人工股関節置換術、切断端形成術、理学療法 等</p> <p>(5) 内部障害 …………… 人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、腎移植術、中心静脈栄養法、抗HIV療法、免疫調節療法 等</p> <p>○育成医療</p> <p>(1) 視覚障害 …………… 白内障、先天性緑内障、斜視、眼瞼下垂 等</p> <p>(2) 聴覚障害 …………… 先天性耳奇形形成術、慢性中耳炎、感音系難聴 等</p> <p>(3) 音声言語 …………… 口蓋裂等の形成術、唇顎口蓋裂の歯科矯正 等</p> <p>(4) 肢体不自由 ……… 関節置換術、関節形成術、切断端形成術 等</p> <p>(5) 内部障害 …………… 人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、腎移植術、中心静脈栄養法、抗HIV療法、免疫調節療法 その他先天性内臓障害の尿道形成人工肛門の造設などの外科手術 等</p>

<p>対象となる 医療の例</p>	<p>○精神通院医療 (1) 病状性を含む器質性精神障害 (2) 精神作用物質使用による精神及び行動の障害 (3) 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 (4) 気分障害 (5) てんかん (6) 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 (7) 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 (8) 成人の人格及び行動の障害 (9) 精神遅滞 (10) 心理的発達の障害 (11) 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害</p>
<p>手 続</p>	<p>○手続きにお持ちいただくもの</p> <p>○更生医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証の写し ・身体障害者手帳 ・公的年金証書写し及び直近の「振込（支払）通知書」の写し ・更生医療意見書 ・特定疾病療養受給者証の写し（人工透析の場合） ・個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 <p>○育成医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証の写し ・育成医療意見書 ・個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 <p>○精神通院医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証の写し ・診断書（精神通院医療用） ・公的年金証書の写し及び直近の「振込（支払）通知書」の写し ・個人番号カード又は通知カードと本人確認書類
<p>窓 口</p>	<p>○地域福祉課 障害福祉係 ○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）</p>

3 特定医療費（指定難病）給付	
内 容	対象疾患の患者の保険医療費の自己負担分（患者一部負担額を除く）を公費負担します。
手 続	○手続にお持ちいただくもの <ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費（指定難病）支給認定申請書 ・臨床調査個人票 ・世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があるもの） ・健康保険証の写し ・個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 ・その他関係書類 ※詳しくは長野県ホームページ参照
窓 口	諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL 57-2926

4 小児慢性特定疾病医療費給付	
内 容	対象疾患の患者の保険医療費の自己負担分（患者一部負担額を除く）を公費負担します。（対象：18歳未満）
手 続	○手続にお持ちいただくもの <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 ・医療意見書（指定医が記入したもの） ・世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があるもの） ・世帯の健康保険証の写し ・個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 ・その他関係書類 ※詳しくは長野県ホームページ参照
窓 口	諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL 57-2926

5 遷延性意識障害者医療費給付	
内 容	遷延性意識障害者（遷延性植物状態者）の保険医療費の自己負担を公費負担します。
対 象 者	疾病又は事故により種々の治療にもかかわらず、引き続いて3ヶ月以上の間、意識障害を含む7項目全てに該当する者。
手 続	○手続にお持ちいただくもの <ul style="list-style-type: none"> ・遷延性意識障害者医療費受給者証交付申請書 ・臨床個人票 ・世帯全員の住民票の写し ・健康保険証の写し ・その他関係書類 ・個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 ※詳しくは長野県ホームページ参照
窓 口	諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL 57-2926

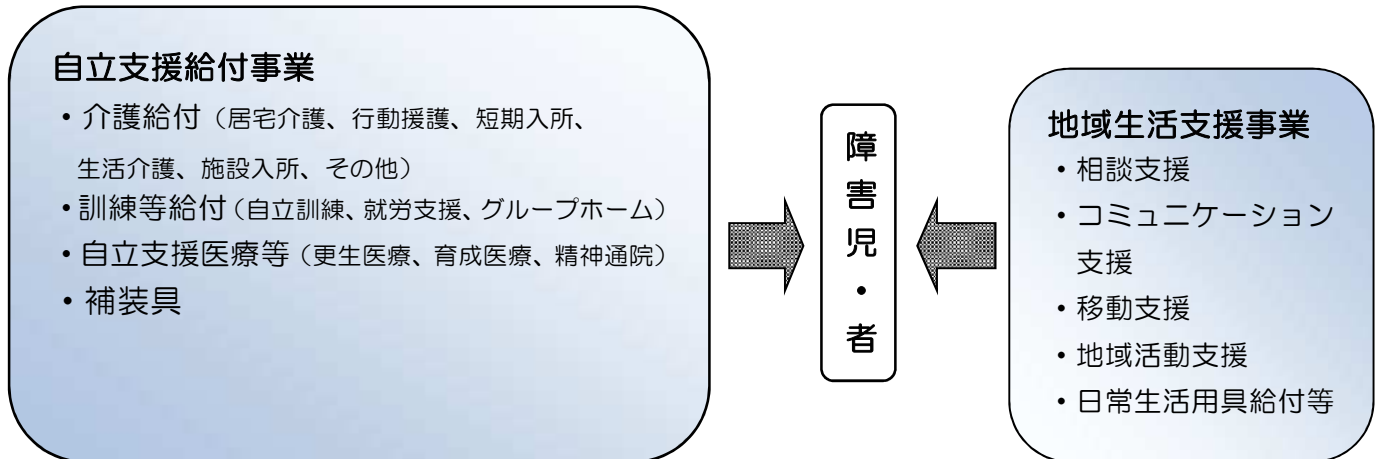
6 未熟児養育医療

内 容	入院治療を必要とする未熟児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費負担します。
対 象 者	出生時体重2,000グラム以下等、医師が入院養育を必要と認めた未熟児
手 続	○手続にお持ちいただくもの ・養育医療給付申請書 ・養育医療意見書 ・世帯調書 ・世帯員の個人番号カード又は通知カード ・窓口へ来た方の本人確認書類 ・健康保険証の写し ・同意書 ・印鑑 ・委任状 ・福祉医療費給付金申請書
窓 口	高齢者・保険課 医療係 TEL 7 2 - 2 1 0 1 内線 327・326

5. 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

1 障害者総合支援法による総合的な自立支援システム

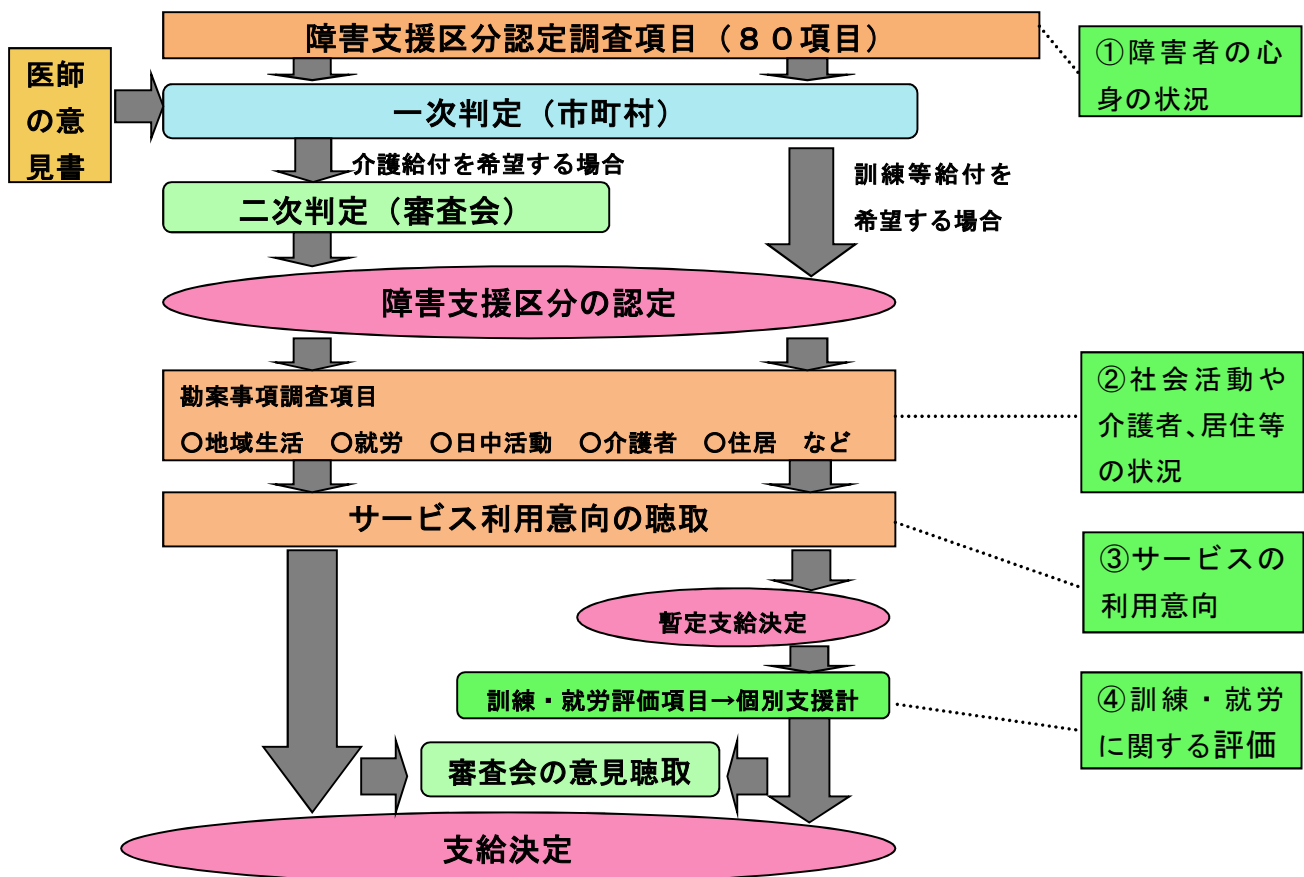
障害者総合支援法による総合的なサービスは、自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）と地域生活支援事業で構成されています。



2 支給決定の仕組み

支給決定にあたり、障害の程度などを調査します。

また、審査会において、障害福祉に関する有識者の方々の意見を伺い決定します。



3 計画相談支援

障害福祉サービス等の支給申請者に対し、サービス等の支給決定前に「サービス等利用計画案」の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うことが定められています。

1 サービスの内容

(1) サービス利用支援

- ① 障害福祉サービス等の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれる環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容その他を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。

【サービス等利用計画案の記載事項】

- ア 利用者及びその家族の生活に対する意向
- イ 総合的な援助の方針
- ウ 生活全般の解決すべき課題
- エ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- オ 福祉サービス等の種類、内容、量
- カ 福祉サービス等を提供する上での留意点
- キ モニタリング期間

- ② 支給決定の後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定等に係るサービスの種類及び内容、担当者等を記載したサービス等利用計画を作成する。

【サービス等利用計画の記載事項】

サービス等利用計画案に加え、以下の事項を追加

- ア 利用者及びその家族の生活に対する意向
- イ 総合的な援助の方針

(2) 継続サービス利用支援

障害福祉サービスの支給決定等の有効期間内において、サービス等利用計画が適切であるかどうかについて、モニタリング期間ごとにサービス等の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

- ア サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。
- イ 新たな支給決定または支給決定の変更等が必要と認められる場合において、利用者に対し当該申請の勧奨を行う。

(3) 利用者負担の上限額管理事務

計画相談支援給付費支給対象者のうち、継続サービス利用支援のモニタリング期間が「毎月ごと」である者（居住系サービス利用者を除く）については、指定特定相談支援事業者が上限管理を行う。なお、当該以外のものについては、指定特定相談支援事業者が上限額管理を行わない。

*上限額管理を行う場合には、「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」による届出が必要。

2 事業の実施者

市町村が指定する「指定特定相談支援事業者」「指定障害児相談支援事業者」が実施する。なお、サービス提供事業者の職員と兼務する相談支援専門員がサービス等利用計画を作成した結果、兼務するサービス提供事業者を利用することとなった場合、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、モニタリングや支給決定の更新または変更に係るサービス利用支援については当該事業所と兼務しない別の相談支援専門員が行うこととする。

4 障害福祉サービス一覧

障害福祉サービスには「介護給付」「訓練等給付」「相談支援給付」があります。所得に応じた負担があります。

【介護給付】

障害程度一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

サービス名	概要
居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴や排泄等の身体介護、調理や掃除等の家事援助、病院の付添等の通院等介助など自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。 ・障害支援区分1以上の方が利用できます。（通院等介助（身体介護を伴う場合）を利用する場合は区分2以上等、別に要件があります。） ・派遣時間やサービスの内容は、身体の状態や家庭の状態によって変わります。 ・介護保険該当者は、介護保険制度の訪問介護をご利用いただきます。
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。 ・障害支援区分4以上で二肢以上に麻痺があり、認定調査で、「歩行、移乗、排尿、排便」のいずれも「できる」以外の方が利用できます。 ・介護保険該当者は、介護保険制度の訪問介護をご利用いただきます。
同行援護	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害により移動に著しい困難のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など外出する際の必要な援助を行います。 ・同行援護アセスメント調査票により、調査項目中「視力障害」、「視野障害」、「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の方が対象者です。
行動援護	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害又は精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険回避の援護などを行います。 ・障害支援区分3以上で認定調査の「行動関連12項目」の合計点が10点以上の方が利用できます。 ・介護保険該当者は、介護保険制度の訪問介護をご利用いただきます。
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅で介護を行う方が一時的に介護できなくなった時に、施設等に短期に入所して入浴、排泄、食事の介護などを行います。 ・障害支援区分1以上の方が利用できます。 ・介護保険該当者は、介護保険制度の短期入所をご利用いただきます。

重度障害者等 包括支援	<ul style="list-style-type: none"> ・常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性がとても高い方に居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。 ・障害支援区分6以上で意思疎通に著しい困難があり次の(1)(2)に該当する方が利用できます。 <p>(1) 重度訪問介護の対象者で四肢に麻痺があり、寝たきりで気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者と最重度知的障害者。</p> <p>(2) 認定調査の「行動関連12項目」の合計点が10点以上の方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険該当者は、介護保険制度の訪問介護をご利用いただきます。
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・常に介護を必要とする方に、主に日中に施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。 ・障害支援区分3（50歳以上なら区分2）以上の方が利用できます。 ・介護保険該当者は、原則として介護保険制度の通所介護をご利用いただきます。
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。 ・障害支援区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方や、区分5以上で筋ジストロフィー患者・重症心身障害者が利用できます。
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護又は自立訓練若しくは就労移行支援のサービスを利用していらっしゃる方に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。障害支援区分4（50歳以上なら区分3）以上の方が利用できます。

【訓練等給付】

身体的又は社会的リハビリテーションや就労につながる支援を行います。

サービス名	概要
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望する方に、一定期間における生産活動やその他の活動の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。企業等への雇用や在宅就労等が見込まれる65歳未満の方が利用できます。
就労継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。

就労定着支援	・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就職に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、生活面の相談から課題把握し、指導・助言等の支援、企業や関係機関との連絡調整等を行います。
自立生活援助	・障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対して、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除等に課題はないか、公共料金や家賃等に滞納はないか、体調変化はないか等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	・日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者又は精神障害者の方に対し、地域の共同生活の場において相談や日常生活上の援助を行います。

【地域相談支援給付】

地域で生活するための相談や支援を行います。

サービス名	概要
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している方に対して、地域における生活に移行するために必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

【福祉サービスのご利用を希望される場合】

窓 口	保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）
手 続	<p>手続きにお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患医療受給者証等 ・個人番号カード又は通知カードと本人確認書類

5 障害児の利用可能なサービス一覧

* 障害児のサービス利用については、基本的に障害支援区分の認定は行わず、障害者とは別の方法により支給決定がされます。世帯の所得に応じた負担があります。

* ご利用可能なサービスには、障害者総合支援法による障害福祉サービスと児童福祉法による障害福祉サービスがあります。

(1) 障害者総合支援法による障害福祉サービス

居宅介護（ホームヘルプ）	サービス内容は P37 の「居宅介護」「短期入所」と同様です。
短期入所（ショートステイ）	サービス利用には、障害の種類や程度を把握するため、5 領域（食事、排泄、入浴、移動、行動障害及び精神症状）に関する 11 項目の調査を行い支給の要否を決定します。 * 短期入所については、単価上の区分（区分 1～3）が設けられています。
同行援護	サービス内容は P37 の「同行援護」と同様です。同行援護用にアセスメント調査を行い、調査項目「1 視力」「2 視野障害」及び「3 夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ「4 移動障害」の点数が 1 点以上の方が対象になります。
行動援護	サービス内容は P37 の「行動援護」と同様です。行動援護用に 1 2 項目の調査を行いその合計点が 10 点以上の方が利用できます。
重度障害者等包括支援 ※概ね 15 歳以上の方が対象	サービス内容は P38 の「重度障害者等包括支援」と同様です。障害者と同様に 80 項目調査を行い、審査会に意見を聴いた上で支給の要否を決定します。 ※審査会には「対象者となるか」の意見を聴くだけで、障害支援区分が決定されるわけではありません。
重度訪問介護 ※15 歳以上が対象	サービス内容は P37 の「重度訪問介護」と同様です。児童相談所が利用することが適当であると判断した場合「障害者と同様の手続き（80 項目調査→審査→障害支援区分決定）」により支給の要否を決定します。 ※利用可能区分については「区分により利用可能なサービス一覧表（別表 1）（P42）」をご覧ください。

(2) 児童福祉法による障害福祉サービス

児童発達支援	身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）や、児童相談所・医師等により療育の必要性が認められた児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校終了後又は休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練や、創作的活動・作業活動、社会との交流の促進、余暇の提供など多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを行います。
保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・小学校等に在籍している障害のある児童に対して、集団生活適応のための訓練等や、障害児の通所する施設のスタッフに対して支援方法等の指導等を行います。支援には、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士（障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職）があたります。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し児童発達支援を行います。

【福祉サービスのご利用を希望される場合】

窓 口	保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）
手 続	<p>手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 小児慢性特定疾病医療費受給者証 特定疾患医療受給者証 発達に関する診断書等 のうち、いずれか所持するもの ・個人番号カード又は通知カードと本人確認書類

別表 1

障害支援区分等により利用可能なサービス

障害支援区分等 サービス	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	障害児
居宅介護	利用可						
重度訪問介護				利用可 (二肢以上に麻痺があり、認定調査で「歩行・移乗・排尿・排便」のいずれも「支援が不要」以外の方)			一部可 注 2
同行援護		利用可					
行動援護			利用可 (認定調査の「行動関連 12 項目」の合計点が 10 点以上の方)				利用可 12 項目調査 8 点以上
重度障害者等包括支援						利用可 注 1	一部可 注 3
短期入所	利用可						

注 1：意思疎通に著しい困難があり、次の（１）（２）に該当する方

（１）重度訪問介護の対象者で四肢に麻痺があり、寝たきりの方で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者と最重度の知的障害者

（２）認定調査の「行動関連 12 項目」の合計点が 10 点以上の方

注 2：障害児の重度訪問介護については、15 歳以上で、児童福祉法 63 条の 4 の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市長に通知した場合、障害者とみなし、障害者の手続きに沿って支給の要否を決定する。

注 3：障害児の重度障害者等包括支援（概ね 15 歳以上）については、80 項目（障害者の認定調査項目と同じ）の調査を行い、審査会に重度障害者等包括支援の対象となることが相当であるかの意見を聴いた上で支給の要否を決定する。

注 4：同行援護の対象者は、同行援護アセスメント調査票により、調査項目中「1 視力障害」、「2 視野障害」及び「3 夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ、「4 移動障害」の点数が 1 点以上の者。

6 高額障害福祉サービス等給付費等

(1) 高額障害福祉サービス等給付費	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ世帯に障害福祉サービス費等を利用する方が複数いる場合や、1人で複数のサービスを利用する場合など、世帯における1か月分の利用者負担の合計が一定の基準額を超える場合、申請により基準額を超えた額が還付（償還）されます。 ・ サービス利用から5年間は申請が可能です。
合算の対象となるサービス利用料	<p>同一の月に利用した以下のサービスなどに係る利用者負担額（1割負担分）が対象となります（但し、食事代などの実費は対象になりません）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額 例) 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援、共同生活援助など ・ 児童福祉法に基づく障害児支援（通所・入所）サービスの利用者負担額 例) 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）、障害児入所支援など ・ 補装具費に係る利用者負担額 例) 義肢・装具、車椅子、座位保持椅子など ・ 介護保険法に基づくサービスの利用者負担額 例) 訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリなど <p>※地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具給付事業等）は対象となりません。</p> <p>※補装具費・介護保険法に基づくサービスについては、同一の人物が障害福祉サービス等を併用している場合に限る。</p> <p>※介護保険法に基づくサービスについては、高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された金額を除く。</p>
手 続	<p>○ 手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第27号） ・ 領収書（原本） ※利用しているサービスなど全ての領収書が必要です（提出がないものは合算対象になりません）。 ・ ※事業所などから発行されたもので、サービス内容、利用者負担（1割負担分）と食費や活動費などのサービスの対象にならない実費負担の内訳がわかるものが必要です。 ・ 当該月の補装具費の領収書（原本）と補装具支給券のコピー ※当該月に補装具に係る利用者負担がかかった場合

	<ul style="list-style-type: none"> ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費支給決定通知書のコピー ※高額介護（予防）サービス費の支給を受けている場合 ・預貯金通帳 ※障害者の場合：本人名義 ※障害児の場合：支給決定を受けている保護者名義 ・本人確認書類（マイナンバーカード、各種障害者手帳、運転免許証など） ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの
窓 口	<p>○地域福祉課 障害福祉係</p> <p>○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）</p> <p>※制度や支払に関する照会については、地域福祉課 障害福祉係まで</p>

(2) 新高額障害福祉サービス等給付費	
内 容	65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で、下記の要件に全て該当する場合には、介護保険に移行した後の自己負担額が申請により新高額障害福祉サービス等給付費として還付（償還）されます。
対象者要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 65歳に達する日の前5年間にわたり介護保険サービスに相当する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）に係る支給決定を受けていた方。 2 介護保険移行後に障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）を利用している方。 3 本人が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合は前年度）において、本人およびその配偶者が市町村民税非課税者または生活保護受給者であった方 4 65歳に達する日の前日において、障害支援区分が区分2以上であった方。 5 40歳から65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用していない方。
対象となるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・地域密着型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 <p>※支給の対象となるのは、介護保険サービスでの自己負担額です（自費サービス利用料は含まれません）。</p>

	<p>※介護保険サービスの自己負担額は、「高額介護（予防）サービス費」「高額医療合算介護サービス費」適用後の金額です。適用後の金額が確定するまでに、自己負担額を支払ってから2年ほどかかる場合があります。</p>
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第28号の2） ・ 介護保険サービス利用者負担額の領収書（原本） ※事業所などから発行されたもので、サービス内容、利用者負担と実費負担分の内訳がわかるものが必要です。 ・ 介護保険の被保険者証 ・ 預貯金通帳（本人名義のものに限る） ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、各種障害者手帳、運転免許証など） ・ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの
窓 口	<p>○地域福祉課 障害福祉係</p> <p>○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）</p> <p>※制度や支払に関する照会については、地域福祉課 障害福祉係まで</p>

6. 補装具の給付・修理

(1) 補装具の給付・修理		(身体障害者・難病等患者・身体障害児)			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳等をお持ちの方に、身体上の障害を補うために障害の内容や程度により、補装具の給付や修理が受けられます。 世帯の所得に応じて費用負担があります。 更生相談所等で判定を受けることが必要な場合があります。 介護保険該当者の方は、介護保険で給付される品目については、介護保険制度が優先となります。 				
補装具の 種 類	補装具の種類	身体障害児・者		難病等 患者	備 考
		18才未満	18才以上		
	義 肢	○	○		義手、義足
	装 具	○	○	○	上肢、下肢、靴型、体幹
	座位保持装置	○	○		
	視覚障害者安全つえ	○	○		
	義 眼	○	○		
	眼 鏡	○	○		矯正眼鏡、遮光眼鏡等
	補 聴 器	○	○		箱形、耳掛型、挿耳型、骨導式
	車 椅 子	○	○	○	標準型、手押し型等
	電 動 車 椅 子	○	○	○	電動リフト、モジュラー方式等
	歩 行 器	○	○	○	
	歩行補助つえ	○	○		
	座位保持椅子	○			
	起立保持具	○			
	頭部保持具	○			
	排便補助具	○			
重度障害者用 意思伝達装置	○	○	○		
人工内耳用音声 信号処理装置	○	○		修理のみ（人工内耳用インプラント、人工内耳用ヘッドセット、人工内耳用音声信号処理装置の電池は対象外）	
手 続	○ 手続にお持ちいただくもの <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳又は特定疾患医療受給者証等 個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 				
窓 口	○地域福祉課 障害福祉係 ○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）				

7. 地域生活支援事業

(1) 日常生活用具の給付 (身体障害者・難病等患者・知的障害者・障害児)

内 容

- ・ 在宅の身体障害児者及び知的障害児者等に対し、日常生活の便宜を図るため、下記の日常生活用具を給付します。
- ・ 世帯の所得に応じて費用負担があります。また、障害の内容及び程度等に応じ制限があります。
- ・ 介護保険該当者の方は、介護保険で給付される品目については、介護保険制度が優先となります。

○ 該当品目

日常生活用具の種類

日常生活用具の品目	身体障害		難病等患者		知的障害	
	者	児	者	児	者	児
特殊寝台	○		○			
特殊マット	○	○	○		○	○
特殊尿器	○	○	○	○		
入浴担架	○	○				
体位変換器	○	○	○	○		
移動用リフト	○	○	○	○		
訓練用ベッド		○		○		
訓練いす		○				
入浴補助用具	○	○	○	○		
便器	○	○	○	○		
頭部保護帽					○	○
T字状・棒状のつえ	○	○				
移動・移乗支援用具	○	○	○	○		
特殊便器	○	○	○	○	○	○
火災警報器	○	○	○	○	○	○
自動消火器	○	○	○	○	○	○
電磁調理器	○				○	
歩行時間延長信号機用小型送信機	○	○				
聴覚障害者用屋内信号装置	○					
座位保持用いす	○	○	○	○		
立位保持用机	○	○	○	○		
移動介助用いす	○	○	○	○		
腰掛便器	○	○	○	○		

日常生活用具の品目	身体障害		難病等患者		知的障害	
	者	児	者	児	者	児
洋式便器	○	○	○	○		
排便補助器	○	○	○	○		
簡易収尿器	○	○	○	○		
頭部保持器	○	○	○	○		
走行器	○	○	○	○		
浴槽（移動用）	○	○	○	○		
食器固定装置	○	○	○	○		
特殊食器	○	○	○	○		
介助用被服類	○	○	○	○		
簡易訓練用器具類	○	○	○	○		
簡易自助用具類	○	○	○	○		
幼児用補聴器		○				
ビブス	○	○				
透析液加温器	○	○				
ネブライザー	○	○	○	○		
電気式たん吸引器	○	○	○	○		
酸素ボンベ運搬車	○					
盲人用体温計（音声式）	○	○				
盲人用体重計	○					
気管孔用プロテクター	○					
動脈血中酸素飽和測定器 （パルスオキシメーター）	○	○	○	○		
携帯用会話補助装置	○	○				
情報・通信支援用具	○	○				
点字ディスプレイ	○					
点字器	○	○				
点字タイプライター	○	○				
視覚障害者用ポータブルレコーダー	○	○				
視覚障害者用活字文章 等読上げ装置	○	○				
視覚障害者用拡大読書器	○	○				
盲人用時計（触読・音声）	○					
聴覚障害者用通信装置	○	○				
聴覚障害者用情報受信装置	○	○				

日常生活用具の種類

日常生活用具の種類	日常生活用具の品目	身体障害		難病等患者		知的障害	
		者	児	者	児	者	児
	人工内耳用音声信号処理装置	○	○				
	人工内耳用イヤモールド	○	○				
	人工喉頭	○	○				
	点字図書	○	○				
	パーソナルコンピューター	○	○				
	ストマ用装具	○	○	○	○		
	収尿器	○	○				
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	○	○	○	○			
手続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳、療育手帳又は特定疾患医療受給者証等						
窓口	○地域福祉課 障害福祉係 ○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）						

(2) 手話通訳者・要約筆記者の派遣 (聴覚障害者)	
内容	聴覚障害者等が医療機関や学校、保育園等社会生活上又は日常生活上で必要とする場合、コミュニケーションを円滑にするため手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
手続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳
窓口	○地域福祉課 障害福祉係 ○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）

(3) 移動支援事業の利用 (身体障害者・難病等患者・知的障害者・精神障害者・障害児)	
内容	屋外での移動が困難な方が日常生活において必要となる外出、又は余暇活動等の社会参加のための外出をする場合に、移動の支援をします。
手続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患医療受給者証等等
窓口	○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）

(4) 地域活動支援センターの利用 (身体障害者・難病等患者・知的障害者・精神障害者・障害児)											
内 容	障害者及び障害児（15歳以上）に対し、創作的活動の機会の提供又は生産活動の機会の提供、社会交流の機会の提供、生活に関する相談等を行います。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>郵便番号</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>設置主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひまわりの里</td> <td>391-0013</td> <td>茅野市宮川4297</td> <td>0266-82-0035</td> <td>NPO法人 やまびこ会</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	設置主体	ひまわりの里	391-0013	茅野市宮川4297	0266-82-0035	NPO法人 やまびこ会
	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	設置主体						
ひまわりの里	391-0013	茅野市宮川4297	0266-82-0035	NPO法人 やまびこ会							
手 続	<input type="checkbox"/> 手続にお持ちいただくもの <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等 										
窓 口	<input type="checkbox"/> 保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）										

(5) 自動車運転免許取得費の助成 (身体障害者)	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を利用して社会参加が見込まれる方で、運転免許証を取得する障害者に対し、取得費の一部を助成します。 ・免許取得から一か月以内が申請可能期間です。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳4級以上 ・道路交通法による運転適性試験に合格した者 ・前年の所得税額が8万円以下の世帯に属する者
助 成 額	取得費の3分の2の額又は10万円のいずれか少ない額
手 続	<input type="checkbox"/> 手続にお持ちいただくもの <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・自動車運転免許証 ・免許取得にかかった費用の請求書・領収書等の写し
窓 口	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 障害福祉係

(6) 身体障害者用自動車改造費の助成 (身体障害者)	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由を有する身体障害者（上肢・下肢・体幹の機能障害で1級又は2級該当者）が、所有し運転する自動車の手動装置等を改造する費用の一部を助成します。 ・ 改造前の申請のみ対象となります。（改造済のものは対象外です）
対 象 者	<p>次の要件を全て満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる者 ・ 前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
助 成 額	100,000円以内
手 続	<p>○ 手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 ・ 運転免許証 ・ 改造費見積書 ・ 改造前の写真（改造後の写真も必要になります）
窓 口	○ 地域福祉課 障害福祉係

(7) 入浴券・マッサージ施術費等の助成	
内 容	<p>常時介護を必要とする障害児者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1所持者）を主に介護する方がマッサージ等施術を受けた場合、その料金の一部を助成します。また、市営温泉施設の入浴券を交付します。</p>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護を必要とする障害児者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1)の主な介護者 ・ 65歳以上の寝たきり又は認知症高齢者の主な介護者
助 成 額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴券 年12枚（月1枚） ・ マッサージ等施術費助成券 年6枚（2か月に1枚）1回2,000円
手 続	<p>○ 手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳又は療育手帳等
窓 口	○ 保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）

(8) 障害者タクシー利用料金助成 (身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児)	
内 容	在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児が、通常の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用する際、その利用料金の一部を助成します。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級所持者 ・重度の知的障害児者(療育手帳A1所持者) ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※ただし、自動車税の減免を受けている方や、福祉施設入所者は対象となりません。 ※手帳の提示により割引を受ける場合は併用できます。
助 成 額	840円券 12枚/年 100円券 120枚/年
手 続	<input type="radio"/> 手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
窓 口	<input type="radio"/> 保健福祉サービスセンター (東部・西部・中部・北部) <input type="radio"/> 地域福祉課 障害福祉係

(9) 日中一時支援事業の利用 (障害児・知的障害者・精神障害者・身体障害者)	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の心身障害児者の保護者が一時的に家庭において介護できない時、民間団体又は近隣等の知人に委託し障害者の介護をします。 ・介護者については、事前に登録が必要となります。
利用時間	年 300時間以内
費用負担	・食費等の負担があります。
手 続	<input type="radio"/> 手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
窓 口	<input type="radio"/> 保健福祉サービスセンター (東部・西部・中部・北部) <input type="radio"/> 地域福祉課 障害福祉係

(10) 住宅整備費の助成		(身体障害児者)
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者（手帳1～3級所持者で65歳未満の者）が日常生活の一部を自力で行えるよう既存の住宅を改良する場合の経費を助成します。 ・前年の所得税額が8万円以下の世帯が利用できます。 ・改修内容確認のため、住宅改良アドバイザー派遣事業による専門職員の家庭訪問を実施します。 ・介護保険該当者は、介護保険制度の住宅改修を利用していただきます。 ・新築又は増築は対象となりません。また、改修内容によっては部分的に対象にならないことがあります。 	
改良場所	浴室、洗面所、便所、廊下、階段、玄関等	
助 成 額	700,000円以内（地域生活支援事業の日常生活用具分は除く） ※利用者1割負担	
手 続	<ul style="list-style-type: none"> ○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳 	
窓 口	<ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部） ○地域福祉課 障害福祉係 	

(11) 訪問入浴サービスの利用		(身体障害児者・難病等患者)
内 容	<p>家庭において入浴することが困難な寝たきりの身体障害者等に対し、事業所が対象となる方のお宅を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを行います。</p>	
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級所持者又は難病等患者の方で医師が入浴可能と判断し、この事業を利用しなければ在宅での入浴が困難な者。 ※介護保険該当者は介護保険制度の訪問入浴介護をご利用いただきます。 	
手 続	<ul style="list-style-type: none"> ○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳又は特定疾患医療受給者証等 ・医師の診断書 ・個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 	
窓 口	<ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部） ○地域福祉課 障害福祉係 	

8. その他の事業

(1) 住宅改良アドバイザーの派遣	
内 容	介護を必要とする身体障害者及び寝たきり又は認知症に相当する方の住宅を改良するために必要と認められる場合に、建築、医療、保健、福祉の分野のアドバイザーが住宅を訪問し、住宅を改良するためのアドバイスをを行います。
対 象 者	・ 常時介護を必要とする障害児者
窓 口	○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）

(2) 車椅子用自動車の貸与	
内 容	普通の交通機関を利用することが困難な障害者が外出する際、車椅子のまま乗れる車を無料（※燃料代のみ必要です）で貸し出します。 ※平日のみの貸し出しとなります。新規利用の場合は事前に申請が必要です。申請時に車両の取扱い説明を行います。
手 続	○ 手続にお持ちいただくもの ・ 運転免許証（車を運転する方） ・ 身体障害者手帳等
窓 口	○ 地域福祉課 障害福祉係

(3) 声の広報の送付 （視覚障害者）	
内 容	毎月1回発行の「広報ちの」をCDに録音した「声の広報」を対象者に送付します。
対 象 者	視覚障害のため、音声でなければ情報を得ることができない者
手 続	○ 手続にお持ちいただくもの ・ 身体障害者手帳
窓 口	○ 地域福祉課 障害福祉係

(4) 駐車禁止規制の適用除外申請

(身体障害者等)

内 容	障害者等が現に使用中の自動車等に対して、駐車禁止除外標章が交付されます。			
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に定める者 ・戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表に定める者 ・色素性乾皮症に罹患している者（公安委員会が別に定める者に限る） ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が1級である者 ・療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が重度である者 ※詳細は茅野警察署までお問い合わせください。			
	<別表>			
	障害の区分	身体障害者手帳の障害級別	戦傷病者手帳の重度障害程度	
	視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各級	
	聴覚障害	2級及び3級	特別項症から第四項症までの各級	
	平衡機能障害	3級	特別項症から第四項症までの各級	
	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各級	
	下肢不自由	1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各級	
	体幹不自由	1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性の	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動障害がある場合を除く）	
	脳病変による運動機能障害			
	心臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級	
	じん臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級	
	呼吸器機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級	
	小腸機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級		
肝機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各級		
手 続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳等 ※代理の方が申請の場合 身分証明書（運転免許証等）			
窓 口	茅野警察署 交通課 許可担当 TEL 82-0110			

(5) 信州パーキング・パーミット制度

(身体障害者等)

内 容	障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に対して、県内共通の利用証が交付されます（他県でも利用可能な場合あり）。					
対 象 者	区分		交付基準	有効期間		
	1 身 体 障 害 者	視覚障害	身体 障 害 者 手 帳	4級以上の者	発行の日から5年以内	
		聴覚障害		3級以上の者		
		ろうあ		3級以上の者		
		平衡機能障害		5級以上の者		
		肢体 不自由		上肢		2級以上の者
				下肢		6級以上の者
				体幹		5級以上の者
		脳原性		上肢機能		2級以上の者
				下肢機能		6級以上の者
		心臓機能障害		4級以上の者		
		腎臓機能障害		4級以上の者		
		呼吸器機能障害		4級以上の者		
		ぼうこうまたは直腸の機能障害		4級以上の者		
	小腸機能障害	4級以上の者				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上の者					
肝臓機能障害	4級以上の者					
2 知的障害者	療育手帳所持者で障害程度欄がA1、A2の者					
3 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級の者					
4 発達障害者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者					
5 難病患者	特定医療費（指定難病）受給者及び特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者					
6 高齢者	介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の者	発行の日から2年以内				
7 妊産婦	母子健康手帳を取得した者	母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後2年の間				
8 その他けが人または病気等の者	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書により確認できる者	医師の診断書による必要期間以内				
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、介護保険証、母子健康手帳 等のうちいずれか1つ 					
窓 口	<p>○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）</p> <p>○地域福祉課 障害福祉係</p>					

(6) ヘルプマーク・ヘルプカード (身体障害者等)	
内 容	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病、妊娠初期など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくするためのマーク、カードです。ヘルプマークは下記の窓口で配布します。ヘルプカードは以下のURLからダウンロードできます。</p> <p>https://www.suwa-oasis.jp/helpcard01_0004.pdf (諏訪地域版) または、「長野県 ヘルプカード」で検索(長野県版)</p>
対 象 者	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病、妊娠初期など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方で長野県内に居住されている方</p>
手 続	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等の所持に関係なく、配布することができます。 ・配布はお一人につき1個とさせていただきます。 ・配布申込みは、本人又はその家族に限ります。
窓 口	<ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉サービスセンター(東部・西部・中部・北部) ○地域福祉課 障害福祉係

(7) 公共交通(路線バス)利用者証					
内 容	<p>公共交通(路線バス)利用者証(以下、利用者証)は、65歳以上の方及び障害者手帳を所持する市民の方へ発行しています。</p> <p>対象路線において、運賃支払い時に利用者証と障害者手帳を併せて提示することで、割引運賃で乗車できます。</p>				
運 賃	<p>1回当たり上限300円で利用できます。(付き添い介助が必要な場合は、介助者1名も同様の運賃です。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">600円未満の区間</td> <td style="text-align: center;">600円以上の区間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通常の旅客運賃の半額</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> </table> <p>※メルヘン街道バス、穴山・原村線(割引は茅野市区間のみ対象)の2路線のみ対象です。</p>	600円未満の区間	600円以上の区間	通常の旅客運賃の半額	300円
600円未満の区間	600円以上の区間				
通常の旅客運賃の半額	300円				
手 続	<p>手帳交付時にご案内いたします。</p> <p>再交付等、ご希望の方は下記窓口までご相談下さい。</p>				
窓 口	<ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉サービスセンター(東部・西部・中部・北部) ○地域福祉課 障害福祉係 				

(8) 茅野市発達支援センター	
目的	発達支援センターやまびこ園における通所支援や、保育所・学校等への訪問支援、発達に心配のある児童等の相談支援を行い、乳幼児期から青年期・成人期までの発達状況に応じて、保健・医療・福祉・教育・就労などの各専門分野と連携して、総合的かつ継続的な支援を行います。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・通所支援（発達支援通園事業・やまびこ園） 心身の発達に支援を必要とする乳幼児を対象に、個々の発達段階に沿った様々な機能の発達を促すとともに、保護者への家庭支援を行います。 ・訪問支援 保育園、幼稚園、学校、関係施設への訪問、巡回相談を行います。 ・相談支援 日常生活、発達などに関する様々な相談に応じます。 ・地域支援 発達障害等に関する理解を深める取り組みを行います。
手続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談時にお持ちいただくもの ・ どんぐり手帳 ・ 母子健康手帳
窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども課 発達支援センター TEL 72-2101 内線 618 ○ 発達支援センター やまびこ園 TEL 82-2277 <p>茅野市本町東15-14（中央保育園併設）</p>

9. 税金について

1 所得税に関する障害者控除 (身体障害者・知的障害者・精神障害者)							
内 容		所得税額を算定する際に、所得から所得控除として次の区分により一定額が控除されます。					
区 分	等 級	身 体 障 害		知 的 障 害		精 神 障 害	
		1・2 級	3～6 級	※知能指数		1級 程度	左記 以外
納 税 者	障害者控除		●		●		●
	特別障害者控除	●		●		●	
被扶養者	障害者控除		●		●		●
	特別障害者控除	●		●		●	
注意 (※知能指数 重度：A 1 中軽度：A 2、B 1、B 2) 1 特別障害者に該当する被扶養者と同居している場合は、控除額に加算があります。 2 各控除額については税務署又は市役所税務課までお問い合わせください。							
窓 口		諏訪税務署 TEL 52-1390 市役所 税務課 市民税係 TEL 72-2101 内線172・173・174					

2 市県民税に関する障害者控除 (身体障害者・知的障害者・精神障害者)							
内 容		市県民税額を算定する際に、所得から所得控除として次の区分により一定額が控除されます。					
区 分	等 級	身 体 障 害		知 的 障 害		精 神 障 害	
		1・2 級	3～6 級	※知能指数		1級 程度	左記 以外
納 税 者	障害者控除		●		●		●
	特別障害者控除	●		●		●	
被扶養者	障害者控除		●		●		●
	特別障害者控除	●		●		●	
注意 (※知能指数 重度：A 1 中軽度：A 2、B 1、B 2) 1 特別障害者に該当する被扶養者と同居している場合は、控除額に加算があります。 2 各控除額については市役所税務課までお問い合わせください。 3 納税者が障害者に該当する場合、合計所得金額が135万円以下の方は市県民税は非課税となります。							
窓 口		市役所 税務課 市民税係 TEL 72-2101 内線172・173・174					

3 普通自動車の自動車税（種別割・環境性能割）の減免

内容

次の場合、自動車税（種別割・環境性能割）が減免されます。（上限額があります）
 ※障がいのある方が入院や施設に入所されているなど、障がいのある方のために車を使用していない場合は、減免の対象になりません。
 また、その間に購入した自動車の自動車税（環境性能割）についても、減免の対象になりません。

区分	所有者(名義人)	運 転 者	条 件
身体障害者 18歳以上	本 人	本 人	身体障害者本人が専ら運転するもの
	本 人	同一生計者	身体障害者のために同一生計者が専ら運転するもの
	本 人	日常的介護者 (障害者等のみで構成される世帯の者に限る)	身体障害者のために日常的介護者が専ら運転するもの
身体障害者 18歳未満	同一生計者	同一生計者	身体障害者のために同一生計者が専ら運転するもの
知的障害者	本 人	本 人	知的障害者本人が専ら運転するもの
	本 人	同一生計者	知的障害者のために同一生計者が専ら運転するもの
	本 人	日常的介護者 (同上)	知的障害者のために日常的介護者が専ら運転するもの
	同一生計者	同一生計者	知的障害者のために同一生計者が専ら運転するもの
精神障害者	本 人	本 人	精神障害者本人が専ら運転するもの
	本 人	同一生計者	精神障害者のために同一生計者が専ら運転するもの
	本 人	日常的介護者 (同上)	精神障害者のために日常的介護者が専ら運転するもの
	同一生計者	同一生計者	精神障害者のために同一生計者が専ら運転するもの

(注) 上記は制度の概略ですので、詳しくは長野県南信県税事務所 諏訪事務所までお問い合わせください。(57-2905)

障害者の方と生計を一にする方が運転する場合、自動車の使用方法は以下の場合に限られます。

(1) 障害者の方の学校や施設等への送迎に専ら使用する。
 (2) 障害者の方の通院に専ら使用する。
 (3) 障害者の方の仕事に専ら使用する。
 (4) 障害者の方の日常生活の必要のため使用する。

対象者			1級	2級	3級	4級	5級	6級		
	身体障害者	視覚	●	●	●	●				
		聴覚		●	●					
		平衡			●					
		音声			○					
		上肢	●	●						
		下肢	●	●	●	○	○	○		
		体幹	●	●	●		○			
		脳原性	上肢	●	●					
			移動	●	●	●	○	○	○	
		内部障害		●		●				
	免疫機能障害		●	●	●					
	肝機能障害		●	●	●					
	知的障害者		療育手帳A1又はA2の交付を受けている者							
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者								

1 ●は、同一生計者又は日常的介護者が運転する場合も対象となります。
 2 ○は、本人が運転する場合に限られます。
 3 音声機能障害は、喉頭摘出による場合に限ります。
 4 内部障害は、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害のことをいいます。

申請期限

① 4月1日（午前0時）現在で、すべての要件を満たす方
 自動車税（種別割）の納期限まで

② 年度の途中ですべての要件を満たした方（自動車の取得・障害者手帳の取得など）
 要件を満たした日から30日以内

注：①②の期限を過ぎた申請の場合は、自動車税（種別割）は申請日の属する月の翌月から減免対象となります。自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）は減免となりませんのでご注意ください。

注：中古の自動車を取得（所有）される場合は、減免の適用となる時期が異なることがありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

手続	<p>○手続に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書(南信県税事務所諏訪事務所窓口にあります) ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳(原本) ・運転する方の免許証(原本又は裏表両面のコピー) ・自動車検査証(電子車検証又は車検証の原本又はコピー) <p>※生計を一にする人が納税義務者又は運転者である場合は、福祉事務所長が発行する「同一生計証明書」が必要です</p> <p>○申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での申請のほか、郵送での申請、ながの電子申請サービスを利用した電子申請も可能です。詳しくはお問い合わせください。
窓口	南信県税事務所 諏訪事務所 TEL 57-2905

4 軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免	
内容	前項の普通自動車の自動車税(種別割・環境性能割)の内容と同じです。ただし、1人の障害者について1台とし、普通車との重複はできません。
対象者	前項の普通自動車の自動車税(種別割・環境性能割)の内容と同じです。
申請期限	<p>{軽自動車税(種別割)}</p> <p>納付期限の7日前まで</p> <p>{軽自動車税(環境性能割)}</p> <p>申告書提出日(自動車の登録の日が原則)から30日以内</p>
手続	<p>○手続に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書(茅野市役所税務課にあります) ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳 ・運転する方の免許証(原本) ・車検証(原本) ・個人番号カード又は通知カード <p>※生計を一にする人が運転する場合は、福祉事務所長が発行する「同一生計証明書」が必要です。</p>
窓口	市役所 税務課 諸税係 TEL 72-2101 内線180 ※軽自動車税(環境性能割)については 南信県税事務所 諏訪事務所

5 相続税に関する障害者控除 (身体障害者・知的障害者・精神障害者)							
内 容	相続人が障害者である場合、相続税額から一定額が控除されます。						
対象者及び 控 除 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障 害 程 度</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身障手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害1級程度</td> <td>20万円×(85才に達するまでの年数)</td> </tr> <tr> <td>身障手帳3～6級 療育手帳B1・B2 精神障害2級以下</td> <td>10万円×(85才に達するまでの年数)</td> </tr> </tbody> </table>	障 害 程 度	控 除 額	身障手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害1級程度	20万円×(85才に達するまでの年数)	身障手帳3～6級 療育手帳B1・B2 精神障害2級以下	10万円×(85才に達するまでの年数)
	障 害 程 度	控 除 額					
	身障手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害1級程度	20万円×(85才に達するまでの年数)					
身障手帳3～6級 療育手帳B1・B2 精神障害2級以下	10万円×(85才に達するまでの年数)						
窓 口	諏訪税務署 TEL 52-1390						

6 贈与税の非課税 (身体障害者・知的障害者・精神障害者)							
内 容	特定障害者(特別障害者及び一定の障害者)を受益者として、信託会社等と「特定障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち、6,000万円(特定障害者のうち特別障害者以外の者は3,000万円)までの部分の金額について、贈与税が課税されません。						
対 象 者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障 害 程 度</th> <th>非 課 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身障手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害1級程度</td> <td>6,000万円</td> </tr> <tr> <td>療育手帳B1・B2 精神障害2級以下</td> <td>3,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	障 害 程 度	非 課 税 額	身障手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害1級程度	6,000万円	療育手帳B1・B2 精神障害2級以下	3,000万円
	障 害 程 度	非 課 税 額					
	身障手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害1級程度	6,000万円					
療育手帳B1・B2 精神障害2級以下	3,000万円						
窓 口	信託銀行等						

7 個人事業税の非課税 (視覚障害者)	
内 容	<p>一定の資格及び免許（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）、柔道整復師法（昭和45年法律第19号））を有して、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他医業に類する事業を行う方のうち、両眼の視力を喪失した方又は万国式史試視力表により測定した両眼の視力（屈折異常のある方については矯正視力について測定したものをいう）が0・06以下である方の行う事業については、事業税が非課税になります。</p>
窓 口	<p>南信県税事務所 課税課 TEL 0265-76-6807</p>

8 利子等の非課税（障害者マル優） (身体障害者・知的障害者・精神障害者)	
内 容	<p>一定の手続により、預け入れた預貯金・合同運用信託等及び購入した少額公債については、それぞれの制度につき元本350万円までの利子等が非課税になります。</p>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている者 ・療育手帳の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を支給理由とする年金を受けている者 ・特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置）を受けている者
窓 口	<p>銀行、証券会社等</p>

10. その他の制度

1 鉄道運賃の割引		(身体障害者・知的障害者)	
内 容	次の場合に割引されます。		
対 象 者	第1種身体障害者 第1種知的障害者 介 護 者	第2種身体障害者 第2種知的障害者	肢体不自由児施設 知的障害児者施設 等の入所児者
普通乗車券	単独又は介護者とともに乗車船する場合 (単独の場合、片道営業キロ数が100kmをこえる区間)	単独で乗車船する場合	単独又は介助者とともに乗車船する場合
定期乗車券	介護者とともに乗車船する場合 (12歳未満の障害者の場合、介護者のみが対象)	12才未満の障害者が介護者とともに乗車船する場合	
回数乗車券	介護者とともに乗車船する場合		
急行券	介護者とともに乗車船する場合		
割 引 率	50%		
手 続	<p>身体障害者手帳又は療育手帳、指定救護施設の代表者が発行する割引証をみどりの窓口で呈示し、口頭又は申込書をもって割引乗車券を購入してください。</p> <p>※ただし、上記については、JR各社の経営する鉄道等に適用となりますので、その他の民間鉄道については、各駅の乗車券発売窓口でお問い合わせください。</p>		
窓 口	乗車券発売窓口		

2 バス運賃の割引 (身体障害者・知的障害者・精神障害者)								
内 容	<p>次のとおり割引されます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">適 用 範 囲</th> <th style="text-align: center;">割 引 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">普通乗車券</td> <td style="text-align: center;">単独で乗車する場合</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5 割引</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">介護者とともに乗車する場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(定期乗車券・貸切バスについては、各会社へお問い合わせください。)</p>	区 分	適 用 範 囲	割 引 率	普通乗車券	単独で乗車する場合	5 割引	介護者とともに乗車する場合
区 分	適 用 範 囲	割 引 率						
普通乗車券	単独で乗車する場合	5 割引						
	介護者とともに乗車する場合							
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者 (精神障害者保健福祉手帳所持者については各会社の判断によります) ・指定救護施設入所者で、その施設の代表者の発行する割引証の提出者 <p>※介護者の必要性については各会社（又は運転手）の判断によります。</p>							
手 続	手帳を乗車券発売窓口で呈示し割引乗車券を購入するか、又は手帳を運転手に呈示し割引料金を支払ってください。							
窓 口	乗車券発売窓口							

3 タクシー運賃の割引 (身体障害者・知的障害者)	
内 容	<p>タクシー運賃が10%割引になります。 (相乗りする場合も、対象者が乗車する区間については割引対象です) ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は割引対象外です。</p>
対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者
手 続	運転者に手帳を呈示してください。
窓 口	長野県タクシー協会、各タクシー会社

4 航空旅客運賃の割引 (身体障害者・知的障害者・精神障害者)									
内 容	<p>各航空会社又は路線によって割引率・対象者・適用範囲が異なる場合があります。ご利用になる前に、必ず各社へお問い合わせください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">適 用 範 囲 の 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">12歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者が介護者と共に、又は単独で乗る場合に、当該障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。</td> </tr> </tbody> </table>	適 用 範 囲 の 例				12歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者が介護者と共に、又は単独で乗る場合に、当該障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。			
適 用 範 囲 の 例									
12歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者が介護者と共に、又は単独で乗る場合に、当該障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。									
対 象 者	<p>(1) 12歳以上の身体障害者 (身体障害者手帳所持者) (2) 12歳以上の知的障害者 (療育手帳所持者) (3) 12歳以上の精神障害者 (精神保健福祉手帳所持者)</p>								
手 続	各航空会社窓口において手帳を呈示してください。								
窓 口	各航空会社窓口								

5 AI乗合オンデマンド交通「のらざあ」 (身体障害者・知的障害者・精神障害者)									
内 容	<p>AIオンデマンド交通とは、従来の定時定路線型ではなく、利用者の予約に対して、AIによる最適な運行ルート、配車をリアルタイムに行う乗合輸送サービスです。</p> <p>「のらざあ」は、これまでの定時定路線の路線バスに替わる茅野市の新しい移動サービスです。</p> <p>運賃は次のとおり割引されます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>距離</td> <td>3 km未満</td> <td>3 km以上 5 km未満</td> <td>5 km以上</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>150円</td> <td>250円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	距離	3 km未満	3 km以上 5 km未満	5 km以上	距離	150円	250円	300円
距離	3 km未満	3 km以上 5 km未満	5 km以上						
距離	150円	250円	300円						
手 続	<p>登録時に障害者登録を設定してください。 介助者1名も同様の運賃で乗車できます。</p> <p>【登録に必要な情報】 氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス</p>								

窓 口	【コールセンター】 電話番号 0266-78-6318 (オペレーターが対応します) 受付時間 午前7時30分～午後5時30分 ○地域創生課 地域創生係
-----	--

6 携帯電話基本使用料等の割引 (身体障害者・知的障害者・精神障害者)	
内 容	基本使用料、通話料等が割引されます。 (割引方法、割引率等は、各社によって異なります)
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、いずれかの手帳交付を受けている者
手 続	各社取扱店窓口にて、手帳を呈示してください。
窓 口	各社取扱店

7 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引

内 容	次のとおり割引されます。(ETC利用も同様です)		
対 象 者	全ての身体障害者	第1種身体障害者 第1種知的障害者	
適用範囲	自ら自動車を運転する場合	介護者が自動車を運転する場合	
自 動 車 の 範 囲	①身体障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車。 ②レンタカー(上記①が自動車を所有していないとき) ③借用自動車(上記①が所有している車の車検・修理時の代車等)	④左記①が所有する車。 ⑤左記①が自動車を所有していないときは、障害者本人を継続して日常的に介護している方が所有する車。 ⑥左記②及び③に該当する車。 ⑦介護・福祉タクシー、一般タクシー。 ⑧福祉有償運送車両。	
注 意 点	ETCの利用申請が可能な車の車種及び要件 <車種> 乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車 ※レンタカー、借用自動車、介護・福祉タクシー、一般タクシー、福祉有償運送車両は対象外。 <要件> 上記、自動車の範囲欄①、④、⑤の所有者要件を満たしている自動車 ※軽トラックはこの割引制度の対象外です。		
割 引 率	50%以内の割引		
手 続	割引を受けるためには、事前の登録が必要です。 ○手続きにお持ちいただくもの ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・自動車検査証又は軽自動車届出済証(電子車検証含む) ・運転免許証(障害者本人が運転する場合) ※ETCを利用する場合さらに、次の書類等が必要です。 ・ETCカード(障害者本人名義のもの) ・ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)		
窓 口	○保健福祉サービスセンター(東部・西部・中部・北部) ○地域福祉課 障害福祉係		

8 NHK受信料の免除・減免

内 容	次に該当する場合、受信料が全額又は半額免除になります。	
	全 額 免 除	半 額 免 除
	身体障害者、知的障害者、精神障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税。 ※手帳所持者と受信契約者が世帯分離している場合は、両世帯の全員が市町村民税非課税。	契約者が世帯主で、次の障害程度に該当する場合 ・視覚、聴覚障害 1級～6級 ・上記以外の障害 1級・2級 ・重度の知的障害 A1 ・重度の精神障害 1級
手 続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑	
窓 口	○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部） ○地域福祉課 障害福祉係	

9 点字郵便物等の無料扱い

（重度視覚障害者等）

内 容	点字郵便物、点字用紙及び視覚障害者用録音物の郵便料金が無料になります。
対 象 者	(1) 重度の視覚障害者 (2) 点字用紙及び視覚障害者用録音物については、指定視覚障害者施設の発受するものに限られます。
窓 口	郵便局

10 小包郵便物の減額

内 容	盲人用点字小包郵便物、身体障害者用書籍小包郵便物、聴覚障害者用小包郵便物の郵便料金が半額になります。
対 象 者	(1) 身体障害者用書籍小包郵便物は、身体に重度の障害のある者と一定の図書館との間で発受されるものに限られます。 (2) 聴覚障害者用小包郵便物は、聴覚障害者と郵政大臣の指定する聴覚障害者福祉施設との間で発受されるものに限られます。
窓 口	郵便局

11 青い鳥郵便はがきの無料配布	
内 容	青い鳥郵便はがき（20枚）が無料で配布されます。
対 象 者	重度の身体障害者（1級又は2級）及び重度の知的障害者（療育手帳A）で配布希望者
申出期間	毎年4月～5月
申出の方法	お近くの郵便局に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入する。
窓 口	郵便局

12 ふれあい案内（無料番号案内）	
内 容	NTT東日本およびNTT西日本にて、視覚障害、肢体不自由、視程障害及び精神障害のある方に対し、無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」を提供しています。ご利用を希望される方は事前登録が必要となります。
対 象 者	<p>(1) 身体障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者（1～6級） ・肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（1、2級） ・聴覚障害（2級、3級、4級、6級） ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（3級、4級） <p>(2) 戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視力障害（特別項症～第6項症） ・肢体不自由（上肢）（特別項症～第2項症） ・聴覚障害（第2項症、第4項症） ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（第1項症、第2項症、第4項症） <p>(3) 療育手帳をお持ちの方</p> <p>(4) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</p>
登録方法	「ふれあい案内事務局」までFAXまたは電話にて、ご登録希望の旨を連絡してください。
窓 口	ふれあい案内事務局 (TEL：0120-104174 9：00～17：00 土日祝日年末年始を除く) (FAX：0210-104134 9：00～17：00 土日祝日年末年始を除く)

13 NTTのファックスによるサービス

ファックスによる電話番号案内、電報受付、NTTサービスに関する問い合わせに対するファックス通話料が無料になります。

ファックスによるサービス	ファックス番号	取扱時間
<p>「NTTファックス104」 電話・ファックス番号のお問い合わせをお受けします。 (月1回の案内には1番号66円、2回目以上は1番号99円または165円の番号案内料金がかかります。)</p>	0120-000104	24時間
<p>「NTTファックス115」 電報のお申し込みをお受けします。 電報料金は、台紙料金のほか、電報料金(お申し込み方法・ページ数に応じた料金)が別途かかります。</p>	0120-789379	8:00～19:00
<p>「NTTふれあいファックス」 電話の移転、ご注文、故障等のご相談をはじめ、サービスのお問い合わせ等、NTTへのご相談をお受けします。</p>	0120-700133	24時間

対象者

耳や言葉の不自由な方

14 郵便による不在者投票

<p>内 容</p>	<p>市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより郵便等による不在者投票ができます。</p> <p>また「郵便等投票証明書」の交付を受けた方が、投票用紙等に自署できない場合は、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができる代理記載制度もあります。</p>
<p>郵便等による不在者投票の対象者</p>	<p>身体障害者手帳 (1) 両下肢、体幹、移動機能の障害 1 級、2 級 (2) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 1 級、3 級 (3) 免疫、肝臓の障害 1 級、2 級、3 級</p> <p>戦傷病者手帳 (1) 両下肢、体幹の障害 特別項症、第 1 項症、第 2 項症 (2) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害 特別項症、第 1 項症、第 2 項症、第 3 項症</p> <p>介護保険の被保険者証 (1) 要介護 5</p>
<p>郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者</p>	<p>(上記、郵便等による不在者投票の対象者であって、なおかつ下記に該当する方)</p> <p>身体障害者手帳 (1) 上肢、視覚の障害 1 級</p> <p>戦傷病者手帳 (1) 上肢、視覚の障害 特別項症、第 1 項症、第 2 項症</p>
<p>窓 口</p>	<p>○茅野市選挙管理委員会 TEL 7 2 - 2 1 0 1 内線 2 1 2</p>

15 市内温泉施設利用料の免除

<p>内 容</p>	<p>茅野市内の下記温泉施設を利用するときには、手帳の提示により利用料が免除されます。</p> <p><施設名></p> <table border="0"> <tr> <td>アクアランド茅野</td> <td>(ちの263-4</td> <td>TEL 73-1890</td> <td>FAX 73-1891)</td> </tr> <tr> <td>河原温泉</td> <td>河原の湯 (泉野1616-2</td> <td>TEL 79-6162</td> <td>FAX 79-6169)</td> </tr> <tr> <td>金沢温泉</td> <td>金鶏の湯 (金沢2316-1</td> <td>TEL 82-1503</td> <td>FAX 82-1520)</td> </tr> <tr> <td>尖石温泉</td> <td>縄文の湯 (豊平4734-7821</td> <td>TEL 71-6080</td> <td>FAX 71-6110)</td> </tr> <tr> <td>玉宮温泉</td> <td>望岳の湯 (玉川6128-2</td> <td>TEL 82-8833</td> <td>FAX 82-8834)</td> </tr> <tr> <td>米沢温泉</td> <td>塩壺の湯 (米沢6845</td> <td>TEL 71-1655</td> <td>FAX 71-1656)</td> </tr> </table>	アクアランド茅野	(ちの263-4	TEL 73-1890	FAX 73-1891)	河原温泉	河原の湯 (泉野1616-2	TEL 79-6162	FAX 79-6169)	金沢温泉	金鶏の湯 (金沢2316-1	TEL 82-1503	FAX 82-1520)	尖石温泉	縄文の湯 (豊平4734-7821	TEL 71-6080	FAX 71-6110)	玉宮温泉	望岳の湯 (玉川6128-2	TEL 82-8833	FAX 82-8834)	米沢温泉	塩壺の湯 (米沢6845	TEL 71-1655	FAX 71-1656)
アクアランド茅野	(ちの263-4	TEL 73-1890	FAX 73-1891)																						
河原温泉	河原の湯 (泉野1616-2	TEL 79-6162	FAX 79-6169)																						
金沢温泉	金鶏の湯 (金沢2316-1	TEL 82-1503	FAX 82-1520)																						
尖石温泉	縄文の湯 (豊平4734-7821	TEL 71-6080	FAX 71-6110)																						
玉宮温泉	望岳の湯 (玉川6128-2	TEL 82-8833	FAX 82-8834)																						
米沢温泉	塩壺の湯 (米沢6845	TEL 71-1655	FAX 71-1656)																						
<p>対 象 者</p>	<p><免除対象者></p> <p>(1) 身体障害者手帳所持者 (2) 療育手帳所持者 (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者</p> <p>※ただし、手帳住所欄が茅野市の方に限ります。</p> <p>(4) 上記 (1) (2) (3) のうち、次に該当する方の介護者1名も免除になります。</p> <p>※ただし、障害者本人と同性の方に限ります。</p> <p>①身体障害者手帳 1種1級～1種4級所持者の介護者 ②療育手帳所持者(全員対象)の介護者 ③精神障害者保健福祉手帳 1級・2級所持者の介護者</p> <p>※アクアランド茅野のプール利用については、①②③該当の方の介護者2名、異性も免除になります。</p>																								
<p>窓 口</p>	<p>茅野市総合サービス株式会社 TEL 82-3382 FAX 82-3389</p>																								

16 運動公園内施設使用料（利用料）の免除

<p>内 容</p>	<p>茅野市運動公園施設を使用するときには、手帳の提示及び減免申請書の記入により使用料（利用料）が免除されます。</p> <p>プール、スケートセンターを利用する特別児童扶養手当受給資格対象者は、こども課で発行する入場券の提出により利用料が免除されます。</p> <p><施設名></p> <table border="0"> <tr> <td>広場野球場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>総合体育館</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>自由広場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>屋内ゲートボール場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>相撲場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>バッティングセンター</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>野外音楽堂</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>SK8パーク</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>マレットゴルフ場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>焼肉広場</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-8399</td> <td>FAX 71-1646)</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-5815</td> <td>FAX 72-7161)</td> </tr> <tr> <td>スケートセンター</td> <td>(玉川500</td> <td>TEL 72-5815</td> <td>FAX 72-7161)</td> </tr> </table>	広場野球場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	野球場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	弓道場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	総合体育館	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	テニスコート	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	陸上競技場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	自由広場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	屋内ゲートボール場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	相撲場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	バッティングセンター	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	野外音楽堂	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	SK8パーク	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	マレットゴルフ場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	焼肉広場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)	プール	(玉川500	TEL 72-5815	FAX 72-7161)	スケートセンター	(玉川500	TEL 72-5815	FAX 72-7161)
広場野球場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																														
野球場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																														
弓道場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																														
総合体育館	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																														
テニスコート	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																														
陸上競技場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																														
自由広場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																														
屋内ゲートボール場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																														
相撲場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																														
バッティングセンター	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																														
野外音楽堂	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																														
SK8パーク	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																														
マレットゴルフ場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																														
焼肉広場	(玉川500	TEL 72-8399	FAX 71-1646)																																																														
プール	(玉川500	TEL 72-5815	FAX 72-7161)																																																														
スケートセンター	(玉川500	TEL 72-5815	FAX 72-7161)																																																														
<p>対 象 者</p>	<p><免除対象者></p> <p>個人使用の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳所持者 (2) 療育手帳所持者 (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者 (4) プール、スケートセンターを利用する特別児童扶養手当受給資格対象者 (5) 上記(1)(2)(3)(4)の引率者又は介護者1名[成人] <p>※ただし、一緒に運動をされる場合は使用料（利用料）が掛かります。</p> <p>専用使用の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (6) 上記(1)(2)(3)が使用しようとする人数の過半数以上の場合 (7) 1名の場合は上記(1)(2)(3)の本人並びに引率者及び介護者1名[成人] <p>※ただし、一緒に運動をされる場合は使用料（利用料）が掛かります。</p>																																																																

窓 口	<p>○プール、スケートセンターを除く施設 スポーツ健康課 TEL 7 2 - 8 3 9 9</p> <p>○プール、ゴルフ練習場、スケートセンター 株式会社パティネレジャー TEL 7 2 - 5 8 1 5</p> <p>○プール、スケートセンターを利用する特別児童扶養手当受給資格対象者 こども課 こども・家庭支援係 TEL 7 2 - 2 1 0 1 内線 6 1 1</p>
--------	---

1 1. 特別支援学校

1 知的障害養護学校 (知的障害児)																																																	
内 容	知的障害児のために、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に障害に基づく種々の困難を改善・克服し、自立・社会参加できるように必要な知識、技能を修得するための学校です。																																																
対 象 者	知的発達遅滞の児童・生徒で、養護学校において教育を受けることが適当と市町村又は県の教育支援委員会が判断した者。																																																
対象施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>郵便番号</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>諏訪養護学校</td> <td>399-0211</td> <td>諏訪郡富士見町富士見11623-1</td> <td>0266-62-5600</td> </tr> <tr> <td>長野養護学校</td> <td>381-0041</td> <td>長野市徳間宮東1360</td> <td>026-296-8393</td> </tr> <tr> <td>松本養護学校</td> <td>390-1182</td> <td>松本市今井1535</td> <td>0263-59-2234</td> </tr> <tr> <td>松本養護信濃学園分室</td> <td>390-1401</td> <td>松本市波田4417-5</td> <td>0263-92-3000</td> </tr> <tr> <td>伊那養護学校</td> <td>399-4577</td> <td>伊那市西箕輪8274</td> <td>0265-72-2895</td> </tr> <tr> <td>上田養護学校</td> <td>386-0153</td> <td>上田市岩下462-1</td> <td>0268-35-2580</td> </tr> <tr> <td>飯田養護学校</td> <td>395-1101</td> <td>下伊那郡喬木村1396-2</td> <td>0265-33-3711</td> </tr> <tr> <td>安曇養護学校</td> <td>399-8602</td> <td>北安曇郡池田町会染6113-2</td> <td>0261-62-4920</td> </tr> <tr> <td>小諸養護学校</td> <td>384-0083</td> <td>小諸市市中原824-3</td> <td>0267-22-6300</td> </tr> <tr> <td>飯山養護学校</td> <td>389-2233</td> <td>飯山市野坂田220-1</td> <td>0269-67-2580</td> </tr> <tr> <td>木曾養護学校</td> <td>397-0001</td> <td>木曾郡木曾町福島1134-1</td> <td>0264-22-3553</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	郵便番号	住 所	電 話	諏訪養護学校	399-0211	諏訪郡富士見町富士見11623-1	0266-62-5600	長野養護学校	381-0041	長野市徳間宮東1360	026-296-8393	松本養護学校	390-1182	松本市今井1535	0263-59-2234	松本養護信濃学園分室	390-1401	松本市波田4417-5	0263-92-3000	伊那養護学校	399-4577	伊那市西箕輪8274	0265-72-2895	上田養護学校	386-0153	上田市岩下462-1	0268-35-2580	飯田養護学校	395-1101	下伊那郡喬木村1396-2	0265-33-3711	安曇養護学校	399-8602	北安曇郡池田町会染6113-2	0261-62-4920	小諸養護学校	384-0083	小諸市市中原824-3	0267-22-6300	飯山養護学校	389-2233	飯山市野坂田220-1	0269-67-2580	木曾養護学校	397-0001	木曾郡木曾町福島1134-1	0264-22-3553
学 校 名	郵便番号	住 所	電 話																																														
諏訪養護学校	399-0211	諏訪郡富士見町富士見11623-1	0266-62-5600																																														
長野養護学校	381-0041	長野市徳間宮東1360	026-296-8393																																														
松本養護学校	390-1182	松本市今井1535	0263-59-2234																																														
松本養護信濃学園分室	390-1401	松本市波田4417-5	0263-92-3000																																														
伊那養護学校	399-4577	伊那市西箕輪8274	0265-72-2895																																														
上田養護学校	386-0153	上田市岩下462-1	0268-35-2580																																														
飯田養護学校	395-1101	下伊那郡喬木村1396-2	0265-33-3711																																														
安曇養護学校	399-8602	北安曇郡池田町会染6113-2	0261-62-4920																																														
小諸養護学校	384-0083	小諸市市中原824-3	0267-22-6300																																														
飯山養護学校	389-2233	飯山市野坂田220-1	0269-67-2580																																														
木曾養護学校	397-0001	木曾郡木曾町福島1134-1	0264-22-3553																																														
窓 口	○教育委員会 学校教育課 学務係 TEL 7 2 - 2 1 0 1 内線 6 0 4																																																

2 肢体不自由養護学校 (肢体不自由児)													
内 容	肢体不自由児のために、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に障害に基づく種々の困難を改善・克服し、自立・社会参加できるように必要な知識、技能を修得するための学校です。												
対 象 者	体幹、上肢、下肢等に障害のある児童・生徒で養護学校において教育を受けることが適当と市町村又は県の教育支援委員会が判断した者。												
対象施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>郵便番号</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>花田養護学校</td> <td>393-0093</td> <td>諏訪郡下諏訪町社花田6525-1</td> <td>0266-28-3033</td> </tr> <tr> <td>稲荷山養護学校</td> <td>387-0022</td> <td>千曲市野高場1795</td> <td>026-272-2068</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	郵便番号	住 所	電 話	花田養護学校	393-0093	諏訪郡下諏訪町社花田6525-1	0266-28-3033	稲荷山養護学校	387-0022	千曲市野高場1795	026-272-2068
学 校 名	郵便番号	住 所	電 話										
花田養護学校	393-0093	諏訪郡下諏訪町社花田6525-1	0266-28-3033										
稲荷山養護学校	387-0022	千曲市野高場1795	026-272-2068										
窓 口	○教育委員会 学校教育課 学務係 TEL 7 2 - 2 1 0 1 内線 6 0 4												

3 盲学校		(視覚障害児)													
内 容	<p>視覚障害児のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に障害に基づく種々の困難を改善・克服し、自立・社会参加できるよう必要な知識、技能を修得するための学校です。</p> <p>高等部保健医療科、専攻科医療科においては、あんま、マッサージ、指圧、はり、灸の知識、技能の習得に必要な教育を行います。</p>														
対 象 者	視覚障害のある幼児・児童・生徒で、盲学校において教育を受けることが適当と市町村又は県の教育支援委員会が判断した者。														
対象施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">学 校 名</th> <th style="width: 25%;">郵便番号</th> <th style="width: 40%;">住 所</th> <th style="width: 10%;">電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野盲学校</td> <td>381-0014</td> <td>長野市北尾張部321</td> <td>026-243-7789</td> </tr> <tr> <td>松本盲学校</td> <td>390-0802</td> <td>松本市旭2-11-66</td> <td>0263-32-1815</td> </tr> </tbody> </table>			学 校 名	郵便番号	住 所	電 話	長野盲学校	381-0014	長野市北尾張部321	026-243-7789	松本盲学校	390-0802	松本市旭2-11-66	0263-32-1815
学 校 名	郵便番号	住 所	電 話												
長野盲学校	381-0014	長野市北尾張部321	026-243-7789												
松本盲学校	390-0802	松本市旭2-11-66	0263-32-1815												
窓 口	○教育委員会 学校教育課 学務係 TEL 7 2 - 2 1 0 1 内線 6 0 4														

4 ろう学校		(聴覚障害児)													
内 容	<p>聴覚障害児のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に障害に基づく種々の困難を改善・克服し、自立・社会参加できるよう必要な知識、技能を修得するための学校です。</p> <p>高等部においては、被服、産業工芸の知識、技能の習得に必要な教育を行います。また、高等部専攻デザイン工学科（松本ろう学校設置）においてはコンピュータ技術の習得に必要な教育を行います。</p>														
対 象 者	聴覚障害のある幼児・児童・生徒で、ろう学校において教育を受けることが適当と市町村又は県の教育支援委員会が判断した者。														
対象施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">学 校 名</th> <th style="width: 25%;">郵便番号</th> <th style="width: 40%;">住 所</th> <th style="width: 10%;">電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野ろう学校</td> <td>380-0803</td> <td>長野市三輪1-4-9</td> <td>026-241-5320</td> </tr> <tr> <td>松本ろう学校</td> <td>399-0021</td> <td>松本市寿豊丘820</td> <td>0263-58-3094</td> </tr> </tbody> </table>			学 校 名	郵便番号	住 所	電 話	長野ろう学校	380-0803	長野市三輪1-4-9	026-241-5320	松本ろう学校	399-0021	松本市寿豊丘820	0263-58-3094
学 校 名	郵便番号	住 所	電 話												
長野ろう学校	380-0803	長野市三輪1-4-9	026-241-5320												
松本ろう学校	399-0021	松本市寿豊丘820	0263-58-3094												
窓 口	○教育委員会 学校教育課 学務係 TEL 7 2 - 2 1 0 1 内線 6 0 4														

5 病弱養護学校

(病弱児・身体虚弱児)

内 容	<p>病弱児・身体虚弱児のために、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に障害の状態を改善又は克服するために必要な知識、技能を修得するための学校です。</p>															
対 象 者	<p>慢性の胸部・心臓・腎臓等の疾患により、病弱養護学校が併置されている医療機関で6ヶ月以上の医療又は生活規制を必要とする者。</p>															
対象施設	<table border="1" data-bbox="343 660 1385 943"> <thead> <tr> <th data-bbox="343 660 574 757">学 校 名</th> <th data-bbox="574 660 724 757">郵便番号</th> <th data-bbox="724 660 1169 757">住 所</th> <th data-bbox="1169 660 1385 757">電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 757 574 846">若槻養護学校</td> <td data-bbox="574 757 724 846">381-0085</td> <td data-bbox="724 757 1169 846">長野市上野2-372-2</td> <td data-bbox="1169 757 1385 846">026-295-5060</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 846 574 943">寿台養護学校</td> <td data-bbox="574 846 724 943">399-0021</td> <td data-bbox="724 846 1169 943">松本市寿豊丘811-88</td> <td data-bbox="1169 846 1385 943">0263-86-0046</td> </tr> </tbody> </table>				学 校 名	郵便番号	住 所	電 話	若槻養護学校	381-0085	長野市上野2-372-2	026-295-5060	寿台養護学校	399-0021	松本市寿豊丘811-88	0263-86-0046
学 校 名	郵便番号	住 所	電 話													
若槻養護学校	381-0085	長野市上野2-372-2	026-295-5060													
寿台養護学校	399-0021	松本市寿豊丘811-88	0263-86-0046													
窓 口	<p>○教育委員会 学校教育課 学務係 TEL 72-2101 内線604</p>															

12. 関係施設

1 障害者総合支援法関係施設（諏訪郡内のみ記載）

(1) 障害者支援施設（入所）

障害者の方に施設入所支援（主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護等）を行うとともに、生活介護を行う施設です。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	定員	電話 番号	FAX	備考
すわ湖のほとり (旧 霧ヶ峰療護園)	392-0010	諏訪市渋崎 1793-40	(福)横浜社会 福祉協会	50	53-8240	53-8243	生活介護 短期入所
しらかば園	399-0214	富士見町落合 9507-1	(福)清明会	80	62-7088	62-7062	生活介護 短期入所
精明学園	391-0012	茅野市金沢 4509	(福)愛泉会	60	72-6212	72-3945	生活介護 短期入所
はらむら悠生寮	391-0105	原村 9221	(福)りんどう 信濃会	50	79-6606	79-6607	生活介護 短期入所

(2) 障害福祉サービス事業所

○居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

（*茅野市内のみ掲載）

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	備考
桜ハウス障害者訪問 介護事業所	391-0013	茅野市宮川 4900-4	(株)タカネヒュー マンサポート	75-5720	重度訪問介護
茅野市社会福祉協議 会 訪問介護事業所	391-0013	茅野市宮川 3975	(福)茅野市社会福 祉協議会	82-1415	重度訪問介護
支援センターつばめ	391-0011	茅野市玉川 4011-1	(NPO) ふくろう SUWA	55-1245	重度訪問介護
介護センター こすもす	391-0013	茅野市宮川 5010-20	(有)こすもす	73-7382	重度訪問介護
ニチイケアセンター すわ	391-0013	茅野市宮川 4245-1	(株)ニチイ学館	82-5198	重度訪問介護

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	備考
ニチイケアセンター 茅野	391-0002	茅野市塚原 2-4-23 柳沢ビル 3 階	(株)ニチイ学館	73-7591	重度訪問介護
ニチイケアセンター 神之原	391-0011	茅野市玉川 4143-7	(株)ニチイ学館	75-0856	重度訪問介護
訪問介護事業所 狸	391-0213	茅野市豊平 3761	(株)狸	55-2200	重度訪問介護
ほっとケアあかり	391-0013	茅野市宮川 7296-18	(株)あかり	050-1456- 0839	重度訪問介護
ユニサポすわ	391-0001	茅野市ちの 694-1	(有)エーシン	75-2820	重度訪問介護

○短期入所

居宅において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等を入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX	備考
つばさの家岡谷 小口	394-0022	岡谷市銀座 1-3-10	(福)つばさ 福祉会	24-5533	24-5581	身知精
ラビッツ	394-0044	岡谷市湊 5-9-1 みなとスクエア 2 階	(福)エリア 創星会	78-8089	78-8098	身知精
短期入所 岡谷 若宮	394-0032	岡谷市若宮 1-3-28	(株)ソーシャル インクルー	75-5029	75-5039	
信濃医療福祉 センター	393-0093	下諏訪町社字花田 6525-1	(福)信濃医療福 祉センター	27-8414	27-7936	児
リーフ	393-0093	下諏訪町社字花田 7452-1	(社)シーズ発達 研究所	75-0788	75-0789	
すわ湖のほとり (旧 霧ヶ峰療護園)	392-0010	諏訪市渋崎 1793-40	(福)横浜社会福 祉協会	53-8240	53-8243	身
グローブホーム	392-0012	諏訪市四賀 2120-1 グランツ信州	(株)グローブ	52-7023	55-2832	
グローブホーム 2nd ※いくつかのアパー トに分かれています。	392-0012	諏訪市四賀	(株)グローブ	52-7023	55-2832	

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX	備考
精明学園	391-0012	茅野市金沢 4509	(福)愛泉会	72-6212	72-3945	知精児
しらかば園	399-0214	富士見町落合 9507-1	(福)清明会	62-7088	62-7062	知
はらむら悠生寮	391-0105	原村 9221	(福)りんどう信濃会	79-6606	79-6607	知児

○生活介護（通所）

常時介護を必要とする障害者の方に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会等を提供します。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX	備考
エコファおかや	394-0021	岡谷市郷田 2-1-52	(NPO)岡谷市手 をつなぐ育成会	23-8090	23-8033	多機能：就労継 続 B 型
希望の里つばさ	394-0004	岡谷市神明 町 4-11-14	(福)つばさ福祉 会	22-5874	23-6864	多機能：就労継 続 B 型
ツバキハウス	394-0027	岡谷市中央町 3-5- 5	(福)エリア創星 会	78-7611	78-7612	多機能：就労継 続支援 B 型
重症心身障害 児通園事業もあ	393-0093	下諏訪町社花田 6525-1	(福)信濃医療福 祉センター	27-8414	27-7936	短期入所 療養介護
第2この街学園	393-0000	下諏訪町字湖浜 6129-7	(福)この街福祉 会	27-8974	27-8975	多機能：就労継 続支援 B 型
生活支援事業所 ゆらりのどか	393-0043	下諏訪町東四王 5608-16	(一社) ゆらゆら	55-4445	55-4445	多機能：自立訓 練（生活訓練）
すわ湖のほとり (旧 霧ヶ峰療護園)	392-0010	諏訪市渋崎 1793-40	(福)横浜社会福 祉協議会	53-8240	53-8243	短期入所・施設 入所支援
森の工房 あかね舎	392-0015	諏訪市中洲福島 5244-2	(NPO)ふおれす と	55-7230	55-5593	多機能：就労継 続支援 B 型
にじのわピース	392-0022	諏訪市高島 3-1405-11	(株) 向日葵	55-5240	55-7482	
諏訪市障がい者 デイサービスセ ンター	392-0024	諏訪市小和田 19- 3 諏訪市総合福祉 センター内	(福)諏訪市社会 福祉協議会	54-7712	54-1231	多機能：重度訪 問・就労 B・就 労移行

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX	備考
モモ	391-0013	茅野市宮川 3247-1	(福)この街福祉 会	73-8445	73-8445	多機能：就労継 続 B 型
モモ (分室)	391-0013	茅野市宮川 7095- 1-1	(福)この街福祉 会	55-6549	55-6549	
この街学園	391-0012	茅野市金沢字御 狩野5771-4	(福)この街福祉 会	70-0532	79-5503	多機能：就労継 続 B 型
精明学園	391-0012	茅野市金沢 4509	(福)愛泉会	72-6212	72-3945	短期入所 施設入所支援
ふくろう玉川	391-0011	茅野市玉川 4011-1	(NPO)ふくろう SUWA	55-5484	55-5584	多機能：就労継 続支援 B 型
しらかば園	399-0214	富士見町落合 9507-1	(福)清明会	62-7088	62-7062	短期入所 施設入所支援
介護のぞうさん	399-0211	諏訪郡富士見町 字長尾根 1438-1	(一社)ぞうさん	78-3264	78-3264	多機能：放課後 等デイ
はらむら悠生寮	391-0105	原村 9221	(福)りんどう信 濃会	79-6606	79-6607	短期入所 施設入所支援

○自立訓練（通所）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者の方に就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を提供します。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX	備考
ゆらりすてーじ	393-0043	下諏訪町東四王 5608-16	(一社) ゆらゆら	55-4445	55-4445	
アートカレッジち やお	399-0101	富士見町境 7120-2	(NPO)ちやお	75-2505	75-2505	多機能：就労継 続支援 B 型

○就労移行支援（通所）

就労を希望する障害者の方に、一定期間にわたり就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を提供します。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX	備考
希望の里つばさ	394-0004	岡谷市神明 町 4-11-14	(福)つばさ福祉 会	22-5874	23-6864	多機能：生活介 護、就労支援 B 型
SAKURA 岡谷センター	394-0028	岡谷市本町 1 丁目 5-6 山崎ビル 1 階	(株)総合キャリ アトラスト	21-1380	21-1381	
工房エリア 下諏訪	393-0047	下諏訪町字上赤 砂4350番地8	(福)エリア創星 会	75-2187	75-2188	多機能型：就労 継続支援 B
諏訪市福祉作業 所「さざ波の家」	392-0007	諏訪市清水 3-3663	(福)諏訪市社会 福祉協議会	52-3649	52-3649	多機能：就労支 援 B 型
就労移行支援事業 所 M i r a i	392-0022	諏訪市高島3-1201 -418 2階	(株)M i r a i	78-6691	78-6692	
エバーグローウ	391-0003	茅野市本町西15- 36	(株)グローブ	55-4164		多機能型：就労 継続支援 A

○就労継続支援 A 型・B 型（通所）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者の方に就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を提供します。

区 分	名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX	備考
A	あやめ岡谷	394-0027	岡谷市中央町 1-4-21 山之内ビ ル 2 階	(株)あやめ	78-7802	78-7702	
A	アイ福祉 サービス	394-0004	岡谷市神明町 4-13-22	(株)ひまわり福 祉サービス	78-3930	78-3931	
A	きぼう	392-0027	諏訪市湖岸通 り 3-8-3	(株)きぼう	78-3397	78-3398	
A	あやめ	392-0015	諏訪市中洲 4401-7	(株)あやめ	78-9997	78-4155	
A	(株)グローブ	392-0015	諏訪市中洲 福島 5689-2 相沢ビル 1F	(株)グローブ	55-4164	55-5235	

区分	名称	郵便番号	所在地	設置主体	電話番号	FAX	備考
A	パストーレ	391-0002	茅野市塚原 1-7-7	T&H (合)	78-3420	78-3420	
A	エバーグロウ	391-0003	茅野市本町西 15-36	(株)グローブ	55-1276	55-1276	多機能型:就労移行支援
A	働くぞうさん 富士見	399-0211	富士見町字長尾根 1438-1	(株)ぞうさん	78-3263		
A	就労継続支援 A型事業所 「Jumpin'」	399-0214	諏訪郡富士見町落合 9467-3	(福)清明会	78-8823	78-8824	
B	アイ福祉 サービス	394-0004	岡谷市神明町 4-13-22	(株)ひまわり福祉サービス	78-3930	78-3931	
B	エコファおかや	394-0021	岡谷市郷田 2-1-52	(NPO)岡谷市手をつなぐ育成会	23-8090	23-8033	多機能:生活介護
B	希望の里つばさ	394-0004	岡谷市神明町 4-11-14	(福)つばさ福祉会	22-5874	23-6864	多機能:生活介護
B	ソレイユ	394-0011	岡谷市長地小萩 3-1-20	(福)有倫会	75-5235	75-5243	
B	はたらっき	394-0034	岡谷市天竜町 3-12-3	(NPO)SUWAN	78-7751	78-7751	多機能:就労移行
B	ひだまり作業所	394-0081	岡谷市長地権現町4-11-50	(福)岡谷市社会福祉協議会	24-4633	24-4634	
B	ツバキハウス	394-0027	岡谷市中央町 3-5-5	(福)エリア創星会	78-7611	78-7612	多機能:生活介護
B	グラン・ジュテ あい工房	394-0027	岡谷市中央町 1-8-2	(NPO)ともそだちプラネット	75-2690	75-2691	
B	第2この街学園	393-0000	下諏訪町字湖浜6129-7	(福)この街福祉会	27-8974	27-8975	多機能:生活介護
B	アトリエシーズ	393-0081	下諏訪町社東町 14-8	(一社)シーズ発達研究所	75-0788	75-0789	

区分	名称	郵便番号	所在地	設置主体	電話番号	FAX	備考
B	工房エリア 下諏訪	393-0047	下諏訪町西赤 砂4350番地8	(福)エリア創星 会	75-2187	75-2188	多機能型:就労 移行支援
B	諏訪市福祉作業 所「さざ波の家」	392-0007	諏訪市清水 3-3663	(福)諏訪市社会 福祉協議会	52-3649	52-3649	多機能:就労移 行
B	あおぞら工房 諏訪	392-0027	諏訪市湖岸 通り 5-8-8	(福)この街福祉 会	57-7130	57-7144	
B	ひまわり福祉 サービス	392-0021	諏訪市上川 1-1662	(株)ひまわり福 祉サービス	54-2264	54-2265	
B	森の工房 あかね舎	392-0015	諏訪市中洲福 島5244-2	(NPO)ふおれす と	55-7230	55-5593	多機能:生活介 護
B	ハンディサポー トきらら	392-0015	諏訪市中洲 5667-8	(NPO)ハンディ サポートきらら	55-2847	55-2847	
B	うぐいすの森	392-0013	諏訪市沖田町 4-2-1	(医)こまくさ会	75-1200	75-1222	
B	ひまわり作業所	391-0013	茅野市宮川 4297	(NPO)やまびこ 会	73-2334	78-6320	
B	八ヶ岳福祉農園	391-0216	茅野市米沢 3889-2	(NPO)八ヶ岳福 祉農園	82-4831	82-4831	
B	あすなろ センター	391-0002	茅野市塚原 1-15-30	(福)茅野市社会 福祉協議会	72-7972	75-0180	
B	ふくろう玉川	391-0011	茅野市玉川 4011-1	(NPO)ふくろう SUWA	55-3490	55-3490	多機能:生活介 護
B	働くぞうさん 茅野	391-0005	茅野市ちの 256- 14	(株)ぞうさん	75-5425	72-5426	
B	働くぞうさん茅 野 Bee2	391-0005	茅野市ちの 243-9 宗和テナントビ ル 2F	(株)ぞうさん	78-6277	78-6278	
B	ぴっぴ	399-0101	富士見町境 7230-1	(福)この街福祉 会	65-3022	65-3022	
B	もくもく	399-0101	富士見町境 7120-2	(NPO)ちゃお	64-2933	64-2933	多機能:自立訓 練

○就労定着支援

就労移行支援等から一般就労へ移行した障害者の方で、就職に伴う生活面の課題が生じている者に対し、指導・助言等の支援、企業や関係機関との連絡調整等を行います。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX	備考
SAKURA 岡谷センター	394-0028	岡谷市本町1丁目 5-6 山崎ビル1階	(株)総合キャリア アトラスト	21-1380	21-1381	
就労移行支援事業 所 Mirai	392-0022	諏訪市高島3-1201 -418 2階	(株)Mirai	78-6691	78-6692	

○自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し改善点を見つけ、必要な支援を行います。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX	備考
ゆらり相談支援 センター	393-0081	下諏訪町杜東町 9-8	(一社)ゆらゆら	55-6852	55-4791	
Social Lab Globe	392-0012	諏訪市四賀 1548- 1	(株)グローブ	55-3310	55-5235	
この街支援 センター	392-0015	諏訪市中洲 2710-5	(福)この街福祉 会	54-1654	54-1656	

○共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない身体・知的・精神障害者の方に対し、主として夜間に共同生活上の援助を行います。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話番 号	備考
虹の家	394-0085	岡谷市長地小萩 1-10-18	(福)有倫会	26-7533	精
虹の家 GH・CH ない ろ	394-0089	岡谷市長地出早 2-15-38	(福)有倫会	27-3898	精
つばさの家岡谷 小口	394-0022	岡谷市銀座 1-3-10	(福)つばさ福祉会	24-5533	知
つばさの家岡谷 小井川	394-0022	岡谷市赤羽 3-12-80	(福)つばさ福祉会	24-5522	知

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	備考
ゼノン	394-0044	岡谷市湊 5-9-1 みなと スクエア 2 階	(福)エリア創星会	78-8089	身知精
ポムの家	394-0081	岡谷市長地権現町 4-2- 47	(NPO) 岡谷市手をつなぐ育成会	27-1727	知
ソーシャルインクルー ホーム岡谷若宮	394-0032	岡谷市若宮 1-3-28	(株)ソーシャルイ ンクルー	75-5029	日中サービ ス支援型
フォレスト 岡谷	394-0027	岡谷市中央町 3-1-16 4F	(合)カッサーノ	55-4409	
つばさの家 下諏訪	393-0000	下諏訪町字湖浜 6182- 6	(福)つばさ福祉会	28-5522	知
グループホーム M i r a i	393-0077	下諏訪町 212-1 2F	(株)M i r a i	78-6691	
シーズホーム新町	393-0018	下諏訪町新町 3402-2	(社)シーズ発達研 究所	75-0788	
メゾン・ド・シーズ	393-0093	下諏訪町東山田 7452- 1	(社)シーズ発達研 究所	75-0788	
この街学園 この街ホーム	392-0012	諏訪市四賀普門寺 212	(福)この街福祉会	54-7607	知
この街ホーム さくら	392-0015	諏訪市中洲 2577-2	(福)この街福祉会	54-7607	身知精
この街ホーム たんぼぼ	392-0027	諏訪市湖岸通り 1-19-7	(福)この街福祉会	53-4620	知
グローブホーム	392-0012	諏訪市四賀 2120-1 グ ランツ信州	(株)グローブ	52-7023	日中サービ ス支援型
グローブホーム 2 n d ※いくつかのアパートに 分かれています。	392-0012	諏訪市四賀	(株)グローブ	52-7023	
サーマウント月岡	392-0016	諏訪市豊田 96	(有) 月岡ケアサービス	57-5535	知精
グループホームきらら	392-0006	諏訪市元町 13-9	(NPO)ハンディサ ポートきらら	55-2847	身知精

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	備考
グループホーム ふおれすと	392-0015	諏訪市中洲 2532-8 ケーズタウン B棟D棟	(NPO)ふおれすと	55-3738	知精
グループホーム ふお〜ゆ〜	392-0007	諏訪市清水 2-1-14	(有)ふれぜんと	55-2725	
グループホーム ふお〜ゆ〜 湯の脇	392-0002	諏訪市湯の脇 1-7-20	(有)ふれぜんと	080-9435- 0522	
やまぼうし	391-0012	茅野市金沢 4526-6	(福)愛泉会	82-3048	知
はなみずき	391-0012	茅野市金沢 4526-1	(福)愛泉会	72-6396	知
この街ホーム ここんち	391-0215	茅野市中大塩 20-28	(福)この街福祉会	82-0650	知
ポルタ・ネロ 202	391-0001	茅野市ちの 882-1	(株)グローブ	55-2832	
パストーレ I	391-0001	茅野市ちの 227-6 グリーンパレス上原 1	(合)T & H	78-3420	
パストーレ II	391-0001	茅野市ちの 227-4 グリーンパレス上原 2	(合)T & H	78-3420	
ふくろうの家・玉川	391-0011	茅野市玉川 3519	(NPO) ふくろう SUWA	55-7421	身知精
富士見町グループホ ーム	399-0212	富士見町落合 9984- 687	(福)清明会	62-8620	知
第2 富士見町 グループホーム	399-0212	富士見町落合 9984-6	(福)清明会	62-2262	知
障がい者グループホ ーム ゆとり桜ヶ丘	399-0214	富士見町落合 10399- 21	(株)京司朗	78-3203	
悠楽	391-0105	原村 8326-1	(福)りんどう信濃 会	79-6606	知
あかり	391-0108	原村 13417-1	(福)りんどう信濃 会	79-6606	知

○地域活動支援センター（通所）

障害者の方に、創作的活動又は生産活動の機会や、社会との交流の場を提供します。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX	備考
ひまわりの里	391-0013	茅野市宮川 4297	(NPO) やまびこ会	82-0035	78-6320	

(3) 相談支援事業所

障害者や障害児からの相談を受け付けます。相談支援事業所は、サービスを利用する際の計画作成や連絡調整を行います。指定一般相談支援事業所は、施設や病院から地域生活に移行するための支援を行います。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話番号	特 定	障 害 児	一 般
つばさ相談支援 センター	394-0004	岡谷市神明町 4-11-14	(福)つばさ福祉会	22-5874	●	●	●
エコファ相談支援 事業所	394-0021	岡谷市郷田 2-1-52	(NPO)岡谷市手をつ なぐ育成会	23-8090	●	●	●
ひまわり相談支援 センター	394-0004	岡谷市神明町 4-13-2	(株)ひまわり福祉サ ービス	21-1807	●		
相談支援事業所 ロンド岡谷	394-0044	岡谷市湊 5-9-1 みなとスクエア	(福)エリア創星会	78-8089	●	●	
岡谷市社会福祉協 議会 指定居宅介 護支援事業所	394-0081	岡谷市長地権 現町 4-11-50	(福)岡谷市社会福祉 協議会	24-2127	●	●	
相談ステーション アポロ	394-0035	岡谷市天竜町 2-1-2	(NPO)ともそだちプ ラネット	78-8470	●	●	●
相談支援事業所 和縁	394-0044	岡谷市湊 2-11-14-4	(合)和縁	55-7040	●	●	
(福)下諏訪町社会福 祉協議会 指定特 定相談支援事業所	393-0092	下諏訪町 162 番地 4	(福)下諏訪町社会福 祉協議会	78-5180	●		
相談支援事業所 信濃医療福祉セン ター	393-0093	下諏訪町社花 田6525-1	(福)信濃医療福祉セ ンター	27-8414	●	●	

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話番号	特 定	障 害 児	一 般
ゆらり相談支援 センター	393-0081	下諏訪町杜東 町 9-8	(一社)ゆらゆら	55-6852	●	●	
相談支援事業所 シーズ	393-0018	下諏訪町新町 下 3402-1	(一社)シーズ発達研 究所	75-0788	●	●	
この街相談支援 センター	392-0015	諏訪市中洲 2710-5	(福)この街福祉会	54-1654	●	●	●
Social Lab Globe	392-0012	諏訪市四賀 1548-1	(株)グローブ	55-3310	●	●	●
諏訪圏域障害者 総合支援センター オアシス	392-0024	諏訪市小和田 19-3	(一社)諏訪圏域障が い者相談支援セン ター	54-7713	●	●	●
相談支援事業所 にじのわ	392-0022	諏訪市高島 3- 1405-11	(株)向日葵	55-5240	●	●	
相談支援事業所 くるみ	392-0022	諏訪市高島 3- 1339-13	(一社)くるみ	75-5092	●	●	
ふくろう相談支援 センター	391-0011	茅野市玉川 4011-1	(NPO) ふくろう S U W A	080-6935- 2960	●	●	●
指定相談支援事業 所 精明学園	391-0012	茅野市金沢 4509	(福)愛泉会	72-6212	●	●	●
茅野市社会福祉協 議会 相談支援事 業所	391-0002	茅野市塚原 2-5-45	(福)茅野市社会福祉 協議会	73-4431	●	●	
指定特定相談支援 事業所 ひまわり 作業所	391-0013	茅野市宮川 4297	(NPO)やまびこ会	73-2334	●		
あん相談支援室	391-0001	茅野市ちの3944-1 タカハシビル3階	(株)ライフライク	070-9082- 5406	●	●	●
長野県障がい者支 援センター茅野	391-0002	茅野市塚原 1-7-7	T&H (合)	78-3843	●	●	
相談のぞうさん	391-0001	茅野市ちの 256-14	(一社)ぞうさん	78-6277	●	●	
社会福祉法人清明 会 しらかば園	399-0214	富士見町落合 9507-1	(福)清明会	62-7088	●		

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話番号	特 定	障 害 児	一 般
富士見町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	399-0211	富士見町富士見 8988-1	(福)富士見町社会福祉協議会	78-8987	●		
障害者支援施設はらむら悠生寮	391-0105	原村 9221	(福)りんどう信濃会	79-6606	●	●	

2 児童福祉施設（諏訪郡内のみ記載）

(1) 福祉型児童発達支援センター

障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。

施設名	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX	備考
この街きっず学園	392-0012	諏訪市大字四賀 338-7	(福)この街福祉社会	58-2343	58-2349	

(2) 医療型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

施設名	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX	備考
信濃医療福祉センター	393-0093	下諏訪町社字花田 6525-1	(福)信濃医療福祉センター	27-8414	27-7936	肢体：60 重心：60

(3) 児童発達支援事業

肢体不自由のある児童を指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。

施設名	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX	備考
Ones for YOU	394-0005	岡谷市山下町 2-8-14	(合)Hope to the Future	24-5595	78-3759	多機能：放課後等デイ
重症心身障害児通園事業 もあ	393-0093	下諏訪町社字花田 6525-1	(福)信濃医療福祉センター	27-8414	27-7936	

施設名	郵便番号	所在地	設置主体	電話番号	FAX	備考
グリーン・デイ下諏訪	393-0044	下諏訪町5326-3 グリーンサンホテル2階	(合)スギヤマ	27-0758	27-0758	多機能:放課後等デイ
WAKUWAKU すたじお	392-0027	諏訪市湖岸通り5-19-15-1	(一社) WAKUWAKU PROJECT JAPAN	75-1226	75-1226	多機能:保育所等訪問支援
この街きっず学園	392-0012	諏訪市大字四賀338-7	(福)この街福祉会	58-2343	58-2349	多機能:保育所等訪問支援
インハート諏訪	392-0012	諏訪市中洲神宮寺709-3	(合)INハート	55-7707	55-8109	休止中
すわっこホーム	392-0016	諏訪市大字豊田310-3	(合)すわっこホーム	55-7314	55-2851	多機能:放課後等デイ
放課後/児童発達のぞうさん	391-0001	茅野市ちの256-14	(一社)ぞうさん	78-6277	78-6278	多機能:放課後等デイ
児童のぞうさん	399-0211	富士見町富士見字長尾根1438-1 2階	(一社)ぞうさん	78-3264	78-3275	
グリーン・デイ富士見	399-0214	富士見町落合10057-1 富士見グリーンカルチャーセンター内	(合)スギヤマ	27-0758	27-0758	多機能:放課後等デイ

(4) 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ(乳児を除く。ただし、安定した生活習慣の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)これを養護し、併せて退所した者に対し相談その他の自立援助を行います。

施設名	郵便番号	所在地	設置主体	電話番号	FAX	備考
つつじが丘学園	394-0048	岡谷市川岸上4-12-51	(福)つるみね福祉会	22-2574	22-8900	

(5) 放課後等デイサービス

学校に就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

施設名	郵便番号	所在地	設置主体	電話番号	FAX
Rond岡谷	394-0044	岡谷市湊5-9-1みなとスクエア	(福)エリア創星会	78-8089	78-8098
わくわくステーション	394-0044	岡谷市天竜町2-1-2	(NPO)ともそだちプラネット	78-7642	78-7622
ムーンショットステーション	394-0027	岡谷市中央町1-8-41	(NPO)ともそだちプラネット	78-3959	78-7766
Ones for YOU	394-0005	岡谷市山下町2-8-14	(合)Hope to the Future	24-5595	78-3759
重症心身障害児通園事業 もあ	393-0093	下諏訪町社花田6525-1	(福)信濃医療福祉センター	27-8414	27-7936
ららら・らんど	393-0046	下諏訪町東赤砂4704-3 マイダスビル1F	(合)ら・ら・ら	55-5798	55-8692
ららら・らんど2	393-0046	下諏訪町東赤砂4704-3 マイダスビル2F	(合)ら・ら・ら	55-6954	55-8692
グリーン・デイ下諏訪	393-0044	下諏訪町5326-3 グリーンサンホテル2階	(合)スギヤマ	27-0758	27-0758
ふ～もん	392-0012	諏訪市大字四賀388-7	(福)この街福祉会	78-1565	58-2349
にじのわスマイル	392-0022	諏訪市高島3-1405-11	(株)向日葵	55-5240	55-7482
アプリコ諏訪	392-0014	諏訪市南町1-1	(株)あやめ	78-8850	78-8801
放課後等デイサービスみのり	392-0022	諏訪市高島3-1339-13	(一社)くるみ	75-5092	
インハート諏訪	392-0012	諏訪市中洲神宮寺709-3	(合)INハート	55-7707	55-8109
すわっこホーム	392-0016	諏訪市豊田310-3	(合)すわっこホーム	55-7314	55-2851
放課後等デイサービスあんSchoolステップ	392-0026	諏訪市大手1丁目16-5満味楼ビル2階	(株)ライフライク	78-7660	78-8605
にじのわスマイルちの	391-0213	茅野市豊平3146-1	(株)向日葵	55-8258	55-8258

施設名	郵便番号	所在地	設置主体	電話番号	FAX
ゆりかもめ	391-0001	茅野市ちの3499-1 タカハシビル101	(一社)日本発達 支援センター	78-3154	-
うみねこ	391-0002	茅野市塚原2-16-10 シモクラレントビ ル2階西2号	(一社)日本発達 支援センター	78-6964	78-6965
放課後等デイサービス あんSchoolホップ	391-0013	茅野市宮川 3987-3	(株)ライフライク	78-6675	78-6675
放課後／児童発達のぞ うさん 茅野	391-0001	茅野市ちの 256-14	(一社)ぞうさん	78-6277	78-6278
ぞうさんANNEX	391-0001	茅野市ちの 243-9 宗和テナントビル2階	(一社)ぞうさん	75-5586	75-5586
放課後等デイサービス ウィズ・ユ-茅野中沖	391-0000	茅野市中沖 5-12	(合)めぐみc o	75-1142	75-5578
放課後のぞうさん	399-0211	富士見町富士見字長尾 根1438-1 2階	(一社)ぞうさん	78-3264	78-3275
ひなたぼっこ	399-0211	富士見町富士見 11650-1	(福)ひなたぼっこ	61-2335	61-2336
放課後等デイサービス ポパイ	399-0214	富士見町落合 11063-8	(有)宮沢寒天食品 工業	050-3700- 8618	
グリーン・デイ富士見	399-0214	富士見町落合10057- 1 富士見グリーンカルチャ ーセンター内	(合)スギヤマ	27-0758	27-0758

(6) 保育所等訪問支援

保育所・幼稚園・小学校等に在籍している障害のある児童に対し、集団生活適応のための訓練等や、障害児の通所する施設のスタッフに対して支援方法等の指導等を行います。

施設名	郵便番号	所在地	設置主体	電話番号	FAX
わくわく ステーション	394-0044	岡谷市天竜町2- 1-2	(特)ともそだち プラネット	78-7642	78-7642
信濃医療福祉センター 保育所等訪問支援事業	393-0093	下諏訪町社花田 6525-1	(福)信濃医療 福祉センター	27-8414	27-7936
この街きつず学園	392-0012	諏訪市大字四賀 388-7	(福)この街福祉会	58-2343	58-2349
WAKUWAKU すたじお	392-0027	諏訪市湖岸通り 5-19-15-1	(一社)WAKUWAKU PROJECT JAPAN	75-1226	75-1226

3 身体障害者社会参加支援施設

(1) 点字図書館

無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物が利用できます。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX
上田市点字図書館	386-0014	上田市材木町1-2-5	(福)長野県身体障害者福祉協会	0268-22-1975	0268-22-1971
日本点字図書館	169-8586	東京都新宿区高田馬場1-23-4	(福)日本点字図書館	03-3209-0241	03-3204-5641

(2) 聴覚障害者情報提供施設

手話入りビデオカセットの製作や貸し出しを行うほか、手話通訳の派遣、相談等を行う施設です。

名 称	郵便 番号	所在地	設置主体	電話 番号	FAX
長野県聴覚障害者情報センター	381-0008	長野市下駒沢586	長野県	026-295-3530	026-295-3567

4 その他の施設（諏訪郡内のみ記載）

(1) 救護施設

生活保護等の方で、身体上又は精神上の著しい障害のために日常生活を営むことが困難な方が、援助を受けながら生活する施設です。

施設名	郵便 番号	所在地	設置主体	電話番号	FAX
八ヶ岳寮	391-0012	茅野市金沢4518-1	諏訪広域連合	72-6211	72-6199

(2) 障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方々、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

施設名	郵便番号	所在地	設置主体	電話番号	FAX
諏訪圏域障害者就業・生活支援センター すわーくらいふ	392-0027	諏訪市湖岸通り 5-18-23	(福)清明会 (長野県による委託)	54-7013	52-7585

13. 各種相談窓口

1 職業相談室	
相談日	毎週月～水・金・土曜日（木・日・祝日、年末年始休業日は除く） 午前10時00分～午後5時30分まで
場所	茅野駅前 ベルビア2階
窓口	茅野市地域職業相談室 TEL 72-2029

2 司法書士の法律相談	
相談日	毎月第2水曜日（祝日の場合は翌日）午後3時～午後5時まで
場所	茅野市ひと・まちプラザ 2階 茅野市社会福祉協議会相談室
窓口	茅野市社会福祉協議会 TEL 73-4431

3 法律相談	
相談日	毎月第1火曜日 午後1時～午後5時まで＜事前申し込みが必要＞
場所	茅野市役所
窓口	○市民課 市民係 TEL 72-2101 内線256

障害福祉のしおり

令和5年3月発行

編集・発行 茅野市 地域福祉課 障害福祉係
〒391-8501
長野県茅野市塚原二丁目6番1号
電話 (0266) 72-2101
FAX (0266) 73-0391